

# 第59期 定時株主総会 招集ご通知

- 日 時** 2022年6月21日 (火曜日)  
午前10時 (受付開始：午前9時)
- 場 所** パレスホテル東京 2階「葵」  
東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
- 決議事項**
- 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 取締役6名選任の件
  - 第3号議案 第59期取締役賞与金支給の件
  - 第4号議案 当社取締役に対し株式報酬として新株予約権を発行する件
  - 第5号議案 当社及び当社子会社の役員等に対し株式報酬として新株予約権を発行する件



# 東京エレクトロンの基本理念・経営理念

## 基本理念

基本理念は、東京エレクトロンの存在意義、社会的使命を定義したものです。企業活動の拠り所となる最も基本的な考え方です。

最先端の技術と確かなサービスで、  
夢のある社会の発展に貢献します



## 経営理念

経営理念は、基本理念を実現するために、東京エレクトロンが大切にしている経営の規範を8つの項目で明示したものです。

### ■ 利益について

社会や産業の発展に貢献すべく、利益の追求を重視し企業価値の向上を目指します。

### ■ 成長について

技術革新に常に挑戦し、事業拡大と市場創出により継続的な成長を図ります。

### ■ 社員について

社員は価値創出の源泉であり、創造性と責任感と強いチームワークで情熱をもって業務に取り組みます。

### ■ 安全と健康と環境について

事業に関わるすべての人々の安全と健康、および地球環境への配慮を第一に考えて行動します。

### ■ 事業分野について

エレクトロニクスを中心とする最先端技術分野において、高品質な製品を提供し市場をリードします。

### ■ 品質とサービスについて

顧客の満足と信頼を得るために真のニーズを理解し、品質とサービスの向上に努めます。

### ■ 組織について

個々の能力を最大限に発揮し、企業価値を最大化する最適な組織を築きます。

### ■ 企業の社会的責任について

企業としての社会的責任を自覚し、社会から高く評価され社員が誇りを持てる企業であるよう心がけます。

# 株主の皆さまへ



代表取締役社長・CEO  
河合 利樹

株主の皆さまには、平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申しあげます。

新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延により影響を受けられたすべての皆さまに、謹んでお見舞い申しあげます。また、医療従事者など、献身的に対応されている皆さまに対し、心より敬意を表します。

第59期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）報告書として、事業の概況等をご報告するにあたり、ご挨拶申しあげます。

第59期の事業は堅調に推移し、売上高、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも過去最高となり、中期経営計画の売上高2兆円を目標より2年早く達成することができました。これもひとえに株主の皆さまのご支援の賜物と感謝しております。また、株主の皆さまへの配当金につきましても、1株当たりの年間配当金は過去最高の1,403円となりました。

データ社会への移行が加速し、半導体製造装置市場は、さらなる事業機会の拡大が見込まれます。そのような状況において、当社は業界のリーディングカンパニーとして培った装置メーカーとしての専門性を活かし、半導体の技術革新を追求することで「最先端の技術と確かなサービスで、夢のある社会の発展に貢献します」という当社の基本理念を実践していきます。

引き続き当社は、中長期的な利益の拡大と継続的な企業価値の向上に努めてまいりますので、株主の皆さまにおかれましては、ご支援とご理解を賜りたく、よろしくごお願い申しあげます。

2022年5月

## 目次

株主の皆さまへ	2
第59期定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	5
株主総会参考書類	
第1号議案 定款一部変更の件	8
第2号議案 取締役6名選任の件	11
<第3号議案から第5号議案に関連して>	20
第3号議案 第59期取締役賞与金支給の件	22
第4号議案 当社取締役に対し株式報酬として 新株予約権を発行する件	22
第5号議案 当社及び当社子会社の役員等に対し 株式報酬として新株予約権を発行する件	25
第59期事業報告	
1.当社グループの現況に関する事項	28
2.会社の株式に関する事項	39
3.会社役員に関する事項	42
4.会計監査人の状況	55
5.会社の体制及び方針	56

連結計算書類	
連結貸借対照表	59
連結損益計算書	60
計算書類	
〔個別〕貸借対照表	61
〔個別〕損益計算書	62
監査報告書	
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書	63
会計監査人の監査報告書	64
監査役会の監査報告書	65
株主メモ (ご参考)	66
特集	
サステナビリティに関する取り組み	67
半導体製造プロセス	69

2022年5月30日

株 主 各 位

東京都港区赤坂五丁目3番1号

**東京エレクトロン株式会社**

代表取締役社長 河合 利 樹

## 第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施の上、開催させていただきます。

**株主の皆さまの健康と安全を第一に考え、本株主総会へのご来場につきましては見合わせることもご検討いただき、可能な限り、書面または電磁的方法（インターネット等）で事前に議決権行使をいただくようお願い申しあげます。**

**お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。2022年6月20日（月曜日）午後5時30分（日本時間）までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。**

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年6月21日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号  
パレスホテル東京 2階「葵」
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第59期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第59期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 取締役6名選任の件
  - 第3号議案 第59期取締役賞与金支給の件
  - 第4号議案 当社取締役に対し株式報酬として新株予約権を発行する件
  - 第5号議案 当社及び当社子会社の役員等に対し株式報酬として新株予約権を発行する件

以 上

## 株主さまへのお願い

- 本年の株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**ご出席に関しましては、「事前登録制」とさせていただきます。**  
詳細につきましては、同封いたしております「**当社第59期定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について**」をご参照ください。
- すべての株主さまへの公平性を勘案し、株主総会におけるお土産をご用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- 代理人によるご出席につきましては、議決権をご行使できる当社の他の株主さま1名を代理人にご指定の上、代理権を証明する書面を当社にご提出ください。

## インターネットによる開示について

- 本「招集ご通知」に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本「招集ご通知」の添付書類には記載しておりません。
  - ①事業報告の「**会社の新株予約権等に関する事項**」、「**取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制**」
  - ②連結計算書類の「**連結株主資本等変動計算書**」、「**連結注記表**」
  - ③計算書類の「**株主資本等変動計算書**」、「**個別注記表**」なお、事業報告の「**会社の新株予約権等に関する事項**」及び「**取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制**」は、監査報告の作成に際して、監査役が監査をした事業報告の一部であります。また、連結計算書類の「**連結株主資本等変動計算書**」及び「**連結注記表**」並びに計算書類の「**株主資本等変動計算書**」及び「**個別注記表**」は、監査報告の作成に際して、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 今後の状況変化等により、本株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本株主総会の決議結果につきましては、株主総会終結後、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.tel.co.jp/>

# 議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類（8～27頁）をご検討の上、以下のいずれかの方法により議決権のご行使をお願い申し上げます。

## ご郵送で議決権を行使される方



同封の議決権行使書用紙に各議案に関する賛否をご表示の上ご返送ください。

**早期投函のお願い**  
行使期限までに到着するようにお早めにご投函ください。

### 行使期限

**2022年6月20日(月曜日)**  
午後5時30分(日本時間)到着分まで

## 株主総会にご出席ご希望の方



会場へのご来場をご希望の方は、同封の「当社第59期定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について」に記載の手続きに従い、**事前のご登録**をお願いいたします。

### 申込締切日

**2022年6月10日(金曜日)**  
(日本時間)到着分まで

## インターネット等で議決権を行使される方



6頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」に従い、各議案に関する賛否をご入力ください。

**次頁ご参照**

### 行使期限

**2022年6月20日(月曜日)**  
午後5時30分(日本時間)まで

## 議決権行使書のご記入方法

### 第1・3・4・5号議案

- ▶ 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ▶ 否認する場合 >> 「否」の欄に○印

### 第2号議案

- ▶ 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ▶ 全員否認する場合 >> 「否」の欄に○印
- ▶ 一部の候補者につき、異なる賛否を表示する場合 >> 「賛」もしくは「否」の欄に○印をし、候補者の番号をご記入ください。

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

議決権行使書  
〇〇〇株式会社

議案番号	議案名	賛	否
第1号	議案第1号	○	○
第2号	議案第2号	○	○
第3号	議案第3号	○	○
第4号	議案第4号	○	○
第5号	議案第5号	○	○

こちらを切り取ってご返送ください。

スマートフォン  
QRコード  
ログイン

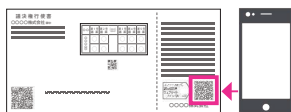
〇〇〇株式会社

## インターネット等による議決権行使のご案内

### QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

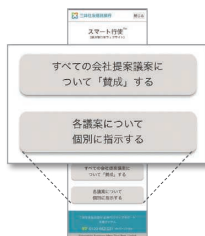
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

**STEP 1** 議決権行使書用紙右下に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



※「QRコード」は(株)デンソーウェブの登録商標です。

**STEP 2** 議決権行使方法を選んでください。



**STEP 3** 各議案の賛否を選択してください。



※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

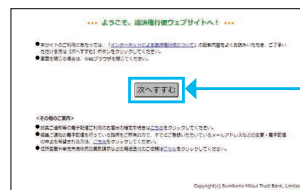
### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

**STEP 1** 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

議決権行使ウェブサイト ▶ <https://www.web54.net>

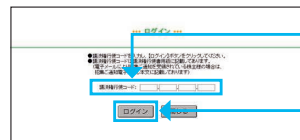


QRコード



「次へすすむ」をクリック

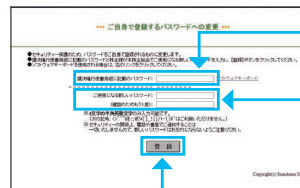
**STEP 2** 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

**STEP 3** 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定

「登録」をクリック

**STEP 4** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## 議決権行使のお取り扱いについて

- ▶ 株主総会開催日前日の2022年6月20日（月曜日）午後5時30分（日本時間）までの行使分が有効となりますので、お早めの行使をお願い申し上げます。
- ▶ インターネット等と議決権行使書面により、重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いしますが、両方が同一の日に到着した場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いします。
- ▶ インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後におこなわれた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いします。
- ▶ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためのプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金などは株主さまのご負担となります。

## 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

株主総会開催日前日の2022年6月20日（月曜日）午後5時30分（日本時間）までの行使分が有効となりますので、お早めの行使をお願い申し上げます。

株主総会開催日前日の2022年6月20日（月曜日）午後5時30分（日本時間）までの行使分が有効となりますので、お早めの行使をお願い申し上げます。

株主総会開催日前日の2022年6月20日（月曜日）午後5時30分（日本時間）までの行使分が有効となりますので、お早めの行使をお願い申し上げます。

株主総会開催日前日の2022年6月20日（月曜日）午後5時30分（日本時間）までの行使分が有効となりますので、お早めの行使をお願い申し上げます。

## ① お問い合わせ先

### インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ

議決権行使ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン及びスマートフォン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

**三井住友信託銀行**  
**証券代行ウェブサポート専用ダイヤル**

 **0120-652-031**

(受付時間 9:00~21:00)

### その他株式事務に関するお問い合わせ

① 証券会社に口座をお持ちの株主さま  
**お取引証券会社にお問い合わせください。**

② 証券会社に口座をお持ちでない株主さま  
(特別口座をお持ちの株主さま)

**三井住友信託銀行 証券代行部**

 **0120-782-031**

(受付時間 9:00~17:00 土日祝日を除く)



# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 現行定款第2条（目的）における「工業所有権」について、「知的財産権」に用語を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ① 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第13条）は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1.～4. (条文省略) 5. 特許権、その他<u>工業所有権</u>の取得、譲渡及びその仲介 6. (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1.～4. (現行どおり) 5. 特許権、その他<u>知的財産権</u>の取得、譲渡及びその仲介 6. (現行どおり)</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<新設>	<p>(附則)</p> <p>①定款第13条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>②前項の規定にかかわらず、施行日から6箇月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>③本附則は、施行日から6箇月を経過した日または前項の株主総会の日から3箇月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

## 第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（12名）が任期満了となります。経営における意思決定の迅速化と監督機能の強化を図り、中長期的な利益の拡大と継続的な企業価値の向上を実現するために、今回社外取締役3名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当※
1	再任 河合 利樹 かわい としき	代表取締役社長 兼 最高経営責任者 (CEO)
2	再任 佐々木 貞夫 ささき さだお	代表取締役 専務執行役員
3	再任 布川 好一 ぬのかわ よしかず	取締役 専務執行役員
4	再任 佐々木 道夫 ささき みちお	社外取締役 独立役員
5	再任 江田 麻季子 えだ まきこ	社外取締役 独立役員
6	再任 市川 佐知子 いちかわ さちこ	社外取締役 独立役員

※現在の当社における地位及び担当は、「招集ご通知」発送時のものであります。

なお、当社は、ガバナンスのさらなる強化と迅速な意思決定並びに機動的な業務執行を図るため、2022年6月21日よりコーポレートオフィサー制度を新たに導入いたします。コーポレートオフィサー制度の詳細につきましては、16頁をご参照ください。

候補者番号

1

かわい とし き  
**河合 利樹**

生年月日 1963年8月26日

所有する当社の株式数 13,900株

再任



**略歴**

1986年 4月 当社入社  
 2010年10月 当社執行役員  
 当社TPS BUGM  
 当社SD BUGM  
 2012年 4月 当社SPS BUGM  
 2015年 6月 当社取締役副社長 兼 最高執行責任者(COO)  
 2016年 1月 当社取締役社長 兼 最高経営責任者(CEO) (現在に至る)

**当社における地位及び担当**

・代表取締役社長 兼 最高経営責任者(CEO)

**取締役候補者とする理由**

当社で半導体製造装置の販売をグローバルに展開し、同事業の複数のビジネスユニットでマネジメントに携わり、豊富な経験及び実績を有しております。またCEOとして経営の執行において強いリーダーシップを発揮しております。これらの経験及び実績を株主価値向上に向けたグループ経営の方針決定等において活かすことが期待されるため、取締役候補者としていたしました。

\*TPSはサーマルプロセスシステム、BUはビジネスユニット、GMはジェネラルマネージャー、SDは枚葉成膜、SPSはサーフェスプレパレーションシステムの略称であります。

候補者番号

2

さ さ き さだ お  
**佐々木 貞夫**

生年月日 1960年9月15日

所有する当社の株式数 10,000株

再任



**略歴**

1985年 4月 当社入社  
 2008年10月 東京エレクトロン東北(株)(現 東京エレクトロンテクノロジーソリューションズ(株))執行役員  
 2010年 7月 同社常務執行役員  
 2011年 4月 同社取締役社長(現在に至る)  
 2015年 6月 当社取締役(現在に至る)  
 当社常務執行役員  
 2016年 6月 当社専務執行役員(現在に至る)

**当社における地位及び担当**

・代表取締役 専務執行役員

**重要な兼職の状況**

・東京エレクトロン テクノロジーソリューションズ(株) 代表取締役社長

**取締役候補者とする理由**

当社及び当社グループ製造会社において、半導体製造装置のマーケティング業務や技術開発、装置開発等のマネジメントに携わり、豊富な経験及び実績を有しております。これらの経験及び実績を活かし、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者としていたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

特集

候補者番号

3

ぬのかわ よしかず  
**布川 好一**

生年月日 1959年6月22日

所有する当社の株式数 11,809株

再任

**略歴**

1982年 4月 当社入社  
 2003年 4月 東京エレクトロン東北㈱執行役員  
 2005年11月 当社執行役員  
 2010年 7月 東京エレクトロンAT㈱常務執行役員  
 2011年 4月 東京エレクトロン宮城㈱常務執行役員  
 2017年 6月 当社常勤監査役  
 2019年 6月 当社取締役(現在に至る)  
 当社専務執行役員(現在に至る)

**当社における地位及び担当**

- 取締役 専務執行役員

**取締役候補者とする理由**

当社の営業部門、財務、人事など、幅広い分野の業務に携わり、当社グループ会社の管理部門を統轄する執行役員を務めたほか、当社の常勤監査役として、当社経営の意思決定の健全性・適正性の確保に貢献するなど、豊富な経験を有しております。これらの経験及び実績を活かし、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

ささき みちお  
**佐々木 道夫**

生年月日 1957年3月7日

所有する当社の株式数 0株

再任

社外取締役

独立役員

**略歴**

1982年 3月 リード電機㈱(現 ㈱キーエンス)入社  
 1999年 6月 同社取締役APSULT(アプリセンサ)事業部長  
 兼 事業推進部長  
 2000年12月 同社取締役社長  
 2010年12月 同社取締役特別顧問  
 2018年 6月 当社取締役(現在に至る)  
 2018年11月 ㈱SHIFT社外取締役  
 2019年11月 同社社外取締役(監査等委員)  
 2020年11月 同社取締役副社長(現在に至る)

**当社における地位及び担当**

- 取締役

**重要な兼職の状況**

- ㈱SHIFT取締役副社長
- ㈱瑞光社外取締役

**社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要**

㈱キーエンスの代表取締役社長等を歴任し、企業価値の飛躍的な向上や高い利益率を実現するなど、長年にわたり同社のグローバルマネジメントに携わった経験を有しております。これら企業経営者としての豊富な経験及び見識を活かし、経営の監督に加え、中長期的な企業価値向上の観点から当社の経営全般に対して意見・助言をいただくことが期待できることから、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、4年となります。

候補者番号

5

えだ まきこ  
**江田 麻季子**

生年月日 1965年8月2日  
所有する当社の株式数 0株

再任

社外取締役

独立役員



**略歴**

2000年 9月 インテル(株)入社  
2005年 7月 同社マーケティング本部 本部長  
2010年 8月 Director, Intel Semiconductor Limited  
2013年10月 インテル(株)取締役社長 兼  
Vice President, Intel Corporation (2018年3月退任)  
2018年 4月 世界経済フォーラム日本代表 (現在に至る)  
2019年 6月 当社取締役 (現在に至る)

**当社における地位及び担当**

•取締役

**重要な兼職の状況**

•世界経済フォーラム日本代表  
•富士フイルムホールディングス(株)社外取締役

**社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要**

米国大手半導体メーカーIntel Corporationにおいて、アジア太平洋地域のマーケティングに携わり、半導体の事業の将来やニーズの拡がりについて深い知見を有するとともに、同社日本法人の代表取締役社長を務め、企業経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を有しております。また、世界経済フォーラム日本代表を務め、様々な分野のリーダーと幅広く意見交換をおこない、国際社会が直面する諸課題の解決に取り組んでおります。これら半導体産業にかかる経験、グローバルで多面的な視点を活かし、経営の監督に加え、中長期的な企業価値向上の観点から当社の経営全般に対して意見・助言をいただくことが期待できることから、社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、3年となります。

候補者番号

6

いちかわ さちこ  
**市川 佐知子**

生年月日 1967年1月17日  
所有する当社の株式数 0株

再任

社外取締役

独立役員



**略歴**

1997年 4月 弁護士登録 田辺総合法律事務所入所  
2005年 1月 米国ニューヨーク州弁護士登録  
2009年11月 公益社団法人会社役員育成機構 監事  
2011年 1月 田辺総合法律事務所パートナー (現在に至る)  
2015年 6月 アンリツ(株)社外取締役  
公益社団法人会社役員育成機構 理事  
2018年 4月 米国公認会計士登録  
2018年 5月 (株)良品計画社外監査役  
2020年 6月 公益社団法人会社役員育成機構 監事 (現在に至る)  
2021年 6月 当社取締役 (現在に至る)  
オリンパス(株)社外取締役 (現在に至る)

**当社における地位及び担当**

•取締役

**重要な兼職の状況**

•田辺総合法律事務所パートナー  
•オリンパス(株)社外取締役  
•公益社団法人会社役員育成機構 監事

**社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要**

田辺総合法律事務所のパートナーを務め、企業法務を中心に弁護士として豊富な経験及び専門知識を有するとともに、米国ニューヨーク州弁護士資格や米国公認会計士資格を保有するなど、グローバルかつ高度な専門性も兼ね備えております。これらの経験や、コーポレートガバナンス、リスクマネジメント、コンプライアンス等の見識を活かし、経営の監督に加え、中長期的な企業価値向上の観点から当社の経営全般に対して意見・助言をいただくことが期待できることから、社外取締役候補者としていたしました。同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で、会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、1年となります。

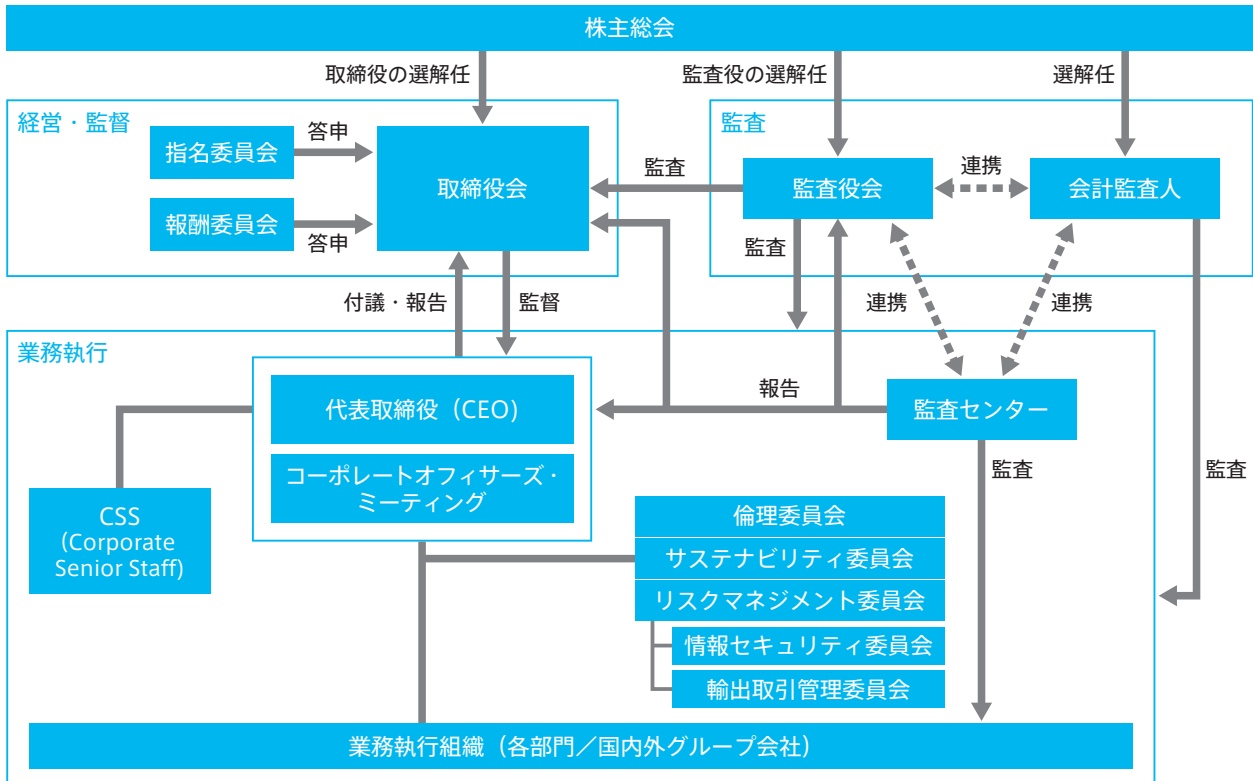
- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関しおこなった業務及び不作為に起因した損害賠償金、和解金、争訟費用等が填補されます。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、2022年7月に更新を予定しております。
3. 当社は、各候補者が取締役を選任され就任した場合、各候補者との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約の締結を予定しております。
4. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 佐々木道夫氏、江田麻季子氏及び市川佐知子氏は、社外取締役候補者であります。
- (2) ㈱東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて策定した当社の「社外役員の独立性判断基準」(19頁ご参照)を満たしていることから、当社は、佐々木道夫氏、江田麻季子氏及び市川佐知子氏を独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
- なお、江田麻季子氏は、当社の主要な取引先(特定関係事業者)であるIntel Corporationに勤務していた経験を有しております。しかしながら、同氏は2018年3月に同社を退職しているため、当社の「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、当社社外取締役として一般株主との間に利益相反は生じないと判断しております。
- (3) 当社は、2015年6月19日開催の第52期定時株主総会で定款を変更し、業務執行をおこなわない取締役及び監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約(責任限定契約)を締結できる旨、定めております。当該定款に基づき、佐々木道夫氏、江田麻季子氏及び市川佐知子氏と当該契約を締結しており、本議案において各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務をおこなうにあたり善意でかつ重大な過失がないときは会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。



## (ご参考) コーポレートオフィサー制度の導入 [本株主総会後の予定]

技術革新が速く、市場の変化も活発な半導体製造装置業界において、監督機能を果たす取締役会と強い執行体制を整備することにより、当社グループのグローバルベースでの攻めの経営をより一層促進し、短中長期的な利益の拡大と継続的な企業価値の向上を実現するとともに、ステークホルダーの期待に応えていきます。

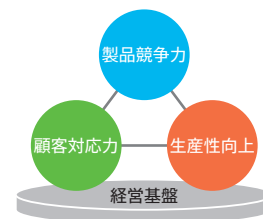
- 当社グループの執行側の最高位の職位として、自らの執行の責任範囲にとどまらず、CEOと同じ視座をもち、全社の経営執行に責任を有するコーポレートオフィサー制度を導入いたします。
- また、技術革新が早く活発な半導体製造装置市場におけるリーディングカンパニーとして、迅速な意思決定と機動的な業務執行を図るため、コーポレートオフィサーズ・ミーティングを設置し、取締役会から執行側への適切な権限委譲を進めることといたします。
- コーポレートオフィサーは、取締役会に出席し、取締役会で議論された内容を適切かつスピーディーに業務執行に活かすことで、攻めの経営を推進していきます。



## (ご参考) スキルマトリックス [本株主総会後の予定]

当社は、「製品競争力」「顧客対応力」「生産性向上」と事業活動全体を支える「経営基盤」をマテリアリティ（重要分野）として定義しています。

各取締役・監査役が、グローバルビジネス、ガバナンス、サステナビリティのほかに、特に以下のようなスキルを発揮することで、各マテリアリティの中期目標を達成し、中長期的な利益の拡大と継続的な企業価値の向上を実現します。



	氏名	期待するスキル項目						
		企業経営	半導体・FPD関連	製造・開発	営業・マーケティング	財務会計・資本市場との対話	法務・リスクマネジメント	
取締役	河合 利樹	再任	●	●	●	●		
	佐々木 貞夫	再任	●	●	●	●		
	布川 好一	再任	●	●	●	●	●	
	佐々木 道夫	再任 社外	●		●	●		
	江田 麻季子	再任 社外	●	●		●		
	市川 佐知子	再任 社外					●	●
監査役	原田 芳輝		●			●	●	
	田原 計志	●	●	●	●			
	和貝 享介					●	●	
	濱 正孝	●				●		
	三浦 亮太						●	

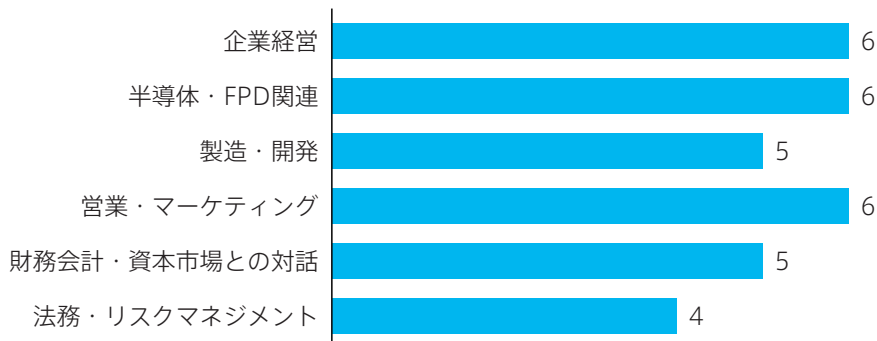
### 期待するスキル項目の定義

- 企業経営 : 企業経営の経験（代表取締役、会長・社長経験者）
- 半導体・FPD関連 : 半導体・FPD関係業界に関する知見
- 製造・開発 : 当社及び他の製造業における製造・開発に関する知見・経験
- 営業・マーケティング : 当社及び他の製造業における営業・マーケティングに関する知見・経験
- 財務会計・資本市場との対話 : 財務会計、M&Aに関する知見、または、資本市場との対話についての知見・経験
- 法務・リスクマネジメント : 法務、コンプライアンス、リスクマネジメントに関する知見

\*FPDはフラットパネルディスプレイの略称であります。

## (ご参考) 取締役会の多様性の状況 [本株主総会後の予定]

### 取締役・監査役に期待するスキル項目 (単位: 名)



### 取締役の独立性、多様性 (単位: 名)

独立社外取締役

3/6



女性の取締役

2/6



独立社外取締役

女性の取締役

### 独立社外取締役の推移 (単位: 名)

2019/6~

3/11  
(27%)



2021/6~

4/12  
(33%)



2022/6~

3/6  
(50%)

## (ご参考) 社外役員の独立性判断基準

当社取締役会は、当社における社外役員（会社法第2条第15号に規定される社外取締役及び同法同条第16号に規定される社外監査役）の独立性判断基準を下記のとおり定める。

記

当社は、以下に該当する社外役員で、一般株主と利益相反が生じるおそれがあると認められる者は独立性がないものと判断する。

- (1) 当社を主要な取引先とする者もしくはその業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人を指す。以下同じ）または当社の主要な取引先もしくはその業務執行者ただし、下記(2)に該当する者を除く
  - ※ 本項目において「当社を主要な取引先とする者」とは、過去3年の各事業年度（過去の事業年度の数値を当社が合理的に把握できない場合は、把握できた事業年度（以下同じ）にわたってその者の年間連結売上高（これに準ずるものを含む。以下同じ）の5%または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを当社及び当社子会社から受けた者をいう。
  - ※ 「当社の主要な取引先」とは、過去3年の各事業年度にわたって当社の年間連結売上高の2%相当額以上の支払いを当社におこなった者をいう（当社が借入れをしている金融機関については、当社の資金調達において必要不可欠であり代替性がない程度に依存している金融機関に限る）。
- (2) 当社及び当社子会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合、事務所等の団体である場合は、当該団体に常勤として所属している者をいう。以下同じ）
  - ※ 「多額の金銭その他の財産を得ている」とは、過去3年の各事業年度にわたってその者の年間売上高（当該財産を得ている者が法人、組合、事務所等の団体である場合は当該団体の年間連結売上高）の5%または1千万円のいずれか高い方の額以上の金銭または財産を得ていることをいう（以下同じ）。
- (3) 最近において、上記(1)または(2)のいずれかに該当していた者
  - ※ 「最近において、上記(1)または(2)のいずれかに該当していた者」とは、実質的に、現在、上記(1)または(2)に該当している者と同視できるような場合をいい、当該独立役員を社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が当社取締役会で決定された時点において、上記(1)または(2)に該当していた者をいう。
- (4) 次の(ア)から(エ)までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の近親者

ただし、(ウ)は社外監査役の独立性を判断する場合にのみ適用する

- (ア) 下記(i)から(iii)までに掲げる者
- (i) 当社を主要な取引先とする者もしくはその業務執行者または当社の主要な取引先もしくはその業務執行者ただし、下記(ii)に該当する者を除く
    - ※ 本項目において「当社を主要な取引先とする者」とは、過去3年の各事業年度にわたってその者の年間連結売上高の5%または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを当社から受けた者をいう。
    - ※ 「当社の主要な取引先」とは、過去3年の各事業年度にわたって当社の年間連結売上高の2%相当額以上の支払いを当社におこなった者をいう（当社が借入れをしている金融機関については、当社の資金調達において必要不可欠であり代替性がない程度に依存している金融機関に限る）。
  - (ii) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
  - (iii) 最近において、上記(i)または(ii)のいずれかに該当していた者
    - ※ 「最近において、上記(i)または(ii)のいずれかに該当していた者」とは、実質的に、現在、上記(i)または(ii)に該当している者と同視できるような場合をいい、当該独立役員を社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が当社取締役会で決定された時点において、上記(i)または(ii)に該当していた者をいう。
- (イ) 当社の子会社の業務執行者  
(ウ) 当社の子会社の業務執行者でない取締役  
(エ) 最近において(イ)、(ウ)または当社の業務執行者（社外監査役の独立性判断にあたっては、業務執行者でない取締役を含む）に該当していた者
  - ※ 「重要でない者」に該当するか否かについては、会社法施行規則第74条第4項第7号ホ等に準じて判断され、具体的には、上記(1)、(4)(ア)(i)の業務執行者については各会社・取引先の役員・部長クラスのもの、上記(2)の所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含む）が、「重要な者」に該当するものとする。
  - ※ 「近親者」とは、二親等内の親族をいう。なお、親族関係が解消されている場合は、近親者としては取り扱わない。

以上

## <第3号議案から第5号議案に関連して>

第3号議案から第5号議案は役員報酬に関連した議案であります。当該議案と当社の役員報酬制度との関係につきまして、その概要をご説明いたします。

また、当社の役員報酬制度の詳細につきましては、45～53頁をご参照ください。

当社グループは世界レベルでの企業競争力強化及び経営の透明性向上を意図し、短期的業績や中長期の企業価値向上との高い連動性をもつ役員報酬制度を採用しております。取締役のうち、社内取締役の報酬は、「固定基本報酬」「年次業績連動報酬」「中期業績連動報酬」により構成しております。また、社外取締役につきましては、経営の監督に加えて、中長期的な企業価値向上の視点から経営に対して助言をおこなうという役割を担っており、この期待役割に対しより整合した報酬体系とすることを目的に、非業績連動の株式報酬制度を導入しており、社外取締役の報酬は、「固定基本報酬」「非業績連動報酬（株式報酬）」で構成されております。監査役については、経営の監査・監督が主たる役割であることを踏まえ、「固定基本報酬」のみとしております。

### 報酬構成と付議議案の関係について

	固定基本報酬	年次業績連動報酬		中期業績連動報酬	非業績連動報酬
	現金	現金賞与	株式報酬型 ストックオプション (注)4	パフォーマンスシェア (株式報酬)	リストラクテッド・ ストック・ユニット (株式報酬)
取締役 (社外取締役を除く)	第48期定時株主総会 においてご承認いた だいております。(注)1	第3号議案	第4号議案	第55期定時株主総会 においてご承認いた だいております。(注)5	—
社外取締役	第58期定時株主総会 においてご承認いた だいております。(注)1, 2	—	—	—	第57期定時株主総会 においてご承認いた だいております。(注)6
監査役	第48期定時株主総会 においてご承認いた だいております。(注)3	—	—	—	—

- (注) 1. 取締役（社外取締役を含む。）の固定基本報酬限度額は、1事業年度につき7億5,000万円以内と決議されております。  
 2. 社外取締役の固定基本報酬限度額は、1事業年度につき1億円以内と決議されております。  
 3. 監査役の固定基本報酬限度額は、月額1,300万円以内（年額1億5,600万円以内）と決議されております。  
 4. 第5号議案は、当社執行役員及び幹部社員並びに当社子会社の取締役、執行役員及び幹部社員に対する株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを目的として付議しております。  
 5. 取締役（社外取締役を除く。）の中期業績連動報酬は、3事業年度を対象として、総額4億8,000万円以内かつ23,800株以内と決議されております。  
 6. 社外取締役の非業績連動報酬は、3事業年度を対象として、総額5,000万円以内かつ5,000株以内と決議されております。  
 7. 固定報酬の色彩の強い取締役・監査役に対する役員退職慰労金制度につきましては、2006年3月期以降廃止しております。

### 年次業績連動報酬：現金賞与【第3号議案】

- 第59期末日時点在籍の取締役8名（社外取締役4名を除く。）に対し総額27億7,480万円を提案させていただきます。
- なお、執行役員兼務取締役に對しては、従来どおり取締役賞与のみを支給し、使用人分賞与は別途支給していません。

### 年次業績連動報酬：株式報酬型ストックオプション【第4号議案・第5号議案】

- ストックオプションに關しましては、新株予約権の発行を伴う形態としておりますので、会社法の規定に基づき、本総会の第4号議案及び第5号議案として付議してあります。
- 第4号議案において、第2号議案が原案どおり承認された場合に対象となる取締役3名（社外取締役3名を除く。）に対し総額12億6,450万円以内、かつ、25,000株以内で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を付与することを提案させていただきます。
- 第5号議案において、当社執行役員及び幹部社員並びに当社子会社の取締役、執行役員及び幹部社員に對し53,500株以内で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を付与することを提案させていただきます。
- なお、当社取締役（社外取締役を除く。）及び本総会終結の時をもって退任となる当社取締役で割当日時点で当社コーポレートオフィサーに就任している者につきましては、年次業績連動報酬のうち現金賞与と株式報酬型ストックオプションの構成割合を概ね1対1とし、当社執行役員及び幹部社員並びに当社子会社の取締役、執行役員及び幹部社員の年次業績連動報酬につきましては、当社取締役との職責の違いを勘案して、概ね2対1としてあります。

### 第3号議案 第59期取締役賞与金支給の件

当社の役員報酬制度及び第59期の親会社株主に帰属する当期純利益、連結ROEに基づき、第59期末日時点在籍の取締役8名（社外取締役4名を除く。）に対し、年次業績連動報酬の現金賞与部分として、総額27億7,480万円を支給することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、当社の役員報酬制度に従い、事業年度ごとの業績向上への意識を高めること等を目的に第59期の業績に連動して賞与を支給するものであり、相当であると判断しております。

### 第4号議案 当社取締役に対し株式報酬として新株予約権を発行する件

当社の役員報酬制度及び第59期の親会社株主に帰属する当期純利益、連結ROEに基づき、当社取締役（社外取締役を除く。）に対して年次業績連動報酬の株式報酬型ストックオプション部分として新株予約権を発行することを目的として、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ご承認をお願いするものであります。

年次業績連動報酬のうち、取締役（社外取締役を除く。）に対する現金賞与につきましては、第3号議案として付議しておりますが、第3号議案とは別枠で、当社取締役（社外取締役を除く。）に対し、総額12億6,450万円の範囲内で、年次業績連動報酬の株式報酬型ストックオプション部分として新株予約権を付与することにつきましても、併せてご承認をお願いいたします。第2号議案が原案どおり承認されますと、本議案の対象者は取締役3名（社外取締役3名を除く。）となります。

なお、実際に付与する株式報酬型ストックオプションの額は、新株予約権の割当日の株価、行使価額及び過去実績に基づく将来配当予想額等を用いて算定された新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じたものといたします。

#### 1. 取締役に対し株式報酬として新株予約権を発行することを相当とする理由 及び株主以外の者に対し、特に有利な条件により新株予約権を発行することを必要とする理由

当社及び当社子会社は、従来から業績に連動する報酬体系及び株式報酬などのインセンティブ報酬制度を積極的に導入し、当社の株価や連結業績、株主価値との連動性をさらに高めるとともに企業競争力強化・経営の透明性向上につなげることを目的とした役員報酬制度を採用しております。

年次業績連動報酬に関しましては、親会社株主に帰属する当期純利益及び連結ROEとの相関性を明確にもたせることによって、連結業績や株価に対する連動性の引き上げを図っております。

当社取締役（社外取締役を除く。）に対する年次業績連動報酬につきましては、業績向上による株価向上インセンティブをもたせるとともに、株価変動によるリスクを株主各位と共有するため、概ね2分の1相当を現金以外の報酬（株式報酬）としており、株式報酬型ストックオプションとして「権利行使価額を1株につき1円に設定した新株予約権」を第59期の連結業績に基づき、以下のとおり発行するものであります。

#### 2. 新株予約権発行の要領

- (1) 新株予約権割当の対象者  
当社取締役（社外取締役を除く。）
- (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数  
当社普通株式25,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についておこなわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

- (3) 新株予約権の総数  
250個を上限とする。  
(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株。ただし、上記(2)に定める株式の数の調整をおこなった場合は、同様の調整をおこなう。)
- (4) 新株予約権の払込金額  
無償とする。
- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額を1円とし、これに上記(3)に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。
- (6) 新株予約権の権利行使期間  
新株予約権を行使することができる期間は、新株予約権の割当日から3年を経過する日の翌月1日から、新株予約権の割当日から20年を経過する日の前月末日までとする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 新株予約権の行使条件
  - ①新株予約権の分割行使はできないものとする。  
(新株予約権1個を最低行使単位とする。)
  - ②対象者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、コーポレートオフィサーもしくは従業員等、または当社子会社もしくは当社関連会社の取締役、監査役もしくは従業員等の地位にあることを要する。
  - ③上記②にかかわらず、対象者が死亡した場合は、その死亡日が権利行使期間の開始日の前日以前のときには権利行使期間の開始日から1年以内、その死亡日が権利行使期間の開始日以降のときには対象者の死亡の日より1年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、相続人は新株予約権を相続の上、権利行使をすることができる。
  - ④上記②にかかわらず、対象者が当社の取締役、監査役、コーポレートオフィサーもしくは従業員等、または当社子会社もしくは当社関連会社の取締役、監査役もしくは従業員等の地位を退任（または退職）した場合（対象者が同時にまたは連続して複数の地位にあるときには、すべての地位を退任（または退職）した場合。以下同じ。）には、その退任（または退職）日が権利行使期間の開始日の前日以前のときには権利行使期間の開始日より1年以内、その退任（または退職）日が権利行使期間の開始日以降のときには当該退任（または退職）日より1年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、対象者は新株予約権の権利行使をすることができる。
  - ⑤対象者は、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当した場合、権利行使期間中であっても、以後、新株予約権を行使することはできないものとし、直ちに新株予約権は消滅する。
    - (ア) 禁錮以上の刑に処せられた場合
    - (イ) 当社の取締役会において対象者が故意または重過失により当社、当社子会社または当社関連会社に重大なる損害を与えたと認められた場合
    - (ウ) 当社、当社子会社または当社関連会社の競業の会社の役員に就任または就職した場合（当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。）
    - (エ) 対象者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合



## (9) 新株予約権の取得

以下の①、②または③の議案につき当社株主総会で承認された場合（当社株主総会の承認が不要な場合には当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

## (10) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

## (11) 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することができる。再編対象会社の新株予約権を交付する場合には、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

### ①交付する新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ただし、③により定める新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数、再編対象会社の当該株式の一単元の株式の数等の事情により、同一の数以外の適切な数に調整することを妨げないものとする。

### ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

### ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(2)に準じて決定する。

### ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

### ⑤新株予約権を行使することができる期間

上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

### ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(7)に準じて決定する。

### ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

### ⑧新株予約権についての行使条件及び取得

上記(8)及び(9)に準じて決定する。

## (12) 募集事項の決定の委任等

上記に定めるもののほか、新株予約権の募集事項及びこれに関する細目事項を含めたその他の事項については、本総会終結後に開催される取締役会決議により定める。

## 第5号議案 当社及び当社子会社の役員等に対し株式報酬として新株予約権を発行する件

当社執行役員及び幹部社員並びに当社子会社の取締役、執行役員及び幹部社員に対して新株予約権を発行することを目的として、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、第4号議案と同様に、ご承認をお願いするものであり、本議案の対象者は合計98名となります。

実際に付与する株式報酬型ストックオプションの額は、第4号議案と同様に、新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じたものといたします。

### 1. 株主以外の者に対し、特に有利な条件により新株予約権を発行することを必要とする理由

当社執行役員及び幹部社員並びに当社子会社の取締役、執行役員及び幹部社員に対する報酬制度については、当社取締役の役員報酬制度に準じ、従来から業績に連動する報酬体系及び株式報酬などのインセンティブ報酬制度を積極的に導入し、当社の株価や連結業績、株主価値との連動性をさらに高めるとともに企業競争力強化・経営の透明性向上につなげることを目的としております。

これを受け、当社執行役員及び幹部社員並びに当社子会社の取締役、執行役員及び幹部社員に対する第59期の連結業績に基づく株式報酬型ストックオプションとして、新株予約権を無償で割り当てるものとし、割り当てる新株予約権の数については、当社の取締役に対する支給規模を勘案の上、算出しております。

### 2. 新株予約権発行の要領

#### (1) 新株予約権割当の対象者

- ・第59期末日時点の当社執行役員、幹部社員のうち、必要と認められる者（ただし、①割当日時点で当社取締役と兼務する者、及び②本総会終結の時をもって退任となる当社取締役に割当日時点で当社コーポレートオフィサーに就任していない者を除く。）
- ・第59期末日時点の当社国内子会社の取締役、執行役員及び幹部社員並びに当社海外子会社の取締役、執行役員及び幹部社員のうち、必要と認められる者

#### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式53,500株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についておこなわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

#### (3) 新株予約権の総数

535個を上限とする。

(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株。ただし、上記(2)に定める株式の数の調整をおこなった場合は、同様の調整をおこなう。)

#### (4) 新株予約権の払込金額

無償とする。

- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額を1円とし、これに上記(3)に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。
- (6) 新株予約権の権利行使期間  
新株予約権を行使することができる期間は、新株予約権の割当日から3年を経過する日の翌月1日から、新株予約権の割当日から20年を経過する日の前月末日までとする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 新株予約権の行使条件  
①新株予約権の分割行使はできないものとする。  
(新株予約権1個を最低行使単位とする。)  
②対象者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、コーポレートオフィサーもしくは従業員等、または当社子会社もしくは当社関連会社の取締役、監査役もしくは従業員等の地位にあることを要する。  
③上記②にかかわらず、対象者が死亡した場合は、その死亡日が権利行使期間の開始日の前日以前るときには権利行使期間の開始日から1年以内、その死亡日が権利行使期間の開始日以降のときには対象者の死亡の日より1年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、相続人は新株予約権を相続の上、権利行使をすることができる。  
④上記②にかかわらず、対象者が当社の取締役、監査役、コーポレートオフィサーもしくは従業員等、または当社子会社もしくは当社関連会社の取締役、監査役もしくは従業員等の地位を退任（または退職）した場合（対象者が同時にまたは連続して複数の地位にあるときには、すべての地位を退任（または退職）した場合。以下同じ。）には、その退任（または退職）日が権利行使期間の開始日の前日以前るときには権利行使期間の開始日より1年以内、その退任（または退職）日が権利行使期間の開始日以降のときには当該退任（または退職）日より1年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、対象者は新株予約権の権利行使をすることができる。  
⑤対象者は、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当した場合、権利行使期間中であっても、以後、新株予約権を行使することはできないものとし、直ちに新株予約権は消滅する。  
(ア) 禁錮以上の刑に処せられた場合  
(イ) 当社の取締役会において対象者が故意または重過失により当社、当社子会社または当社関連会社に重大なる損害を与えたと認めた場合  
(ウ) 当社、当社子会社または当社関連会社の競業の会社の役員に就任または就職した場合（当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。）  
(エ) 対象者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
- (9) 新株予約権の取得  
以下の①、②または③の議案につき当社株主総会で承認された場合（当社株主総会の承認が不要な場合には当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。  
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

- ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (10) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (11) 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針  
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することができる。再編対象会社の新株予約権を交付する場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- ①交付する新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。  
ただし、③により定める新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数、再編対象会社の当該株式の一単元の株式の数等の事情により、同一の数以外の適切な数に調整することを妨げないものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(2)に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間  
上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記(7)に準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑧新株予約権についての行使条件及び取得  
上記(8)及び(9)に準じて決定する。
- (12) 募集事項の決定の委任等  
上記に定めるもののほか、新株予約権の募集事項及びこれに関する細目事項を含めたその他の事項については、本総会最終後に開催される取締役会決議により定める。

以上

(添付書類)

## 第59期事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## 1. 当社グループの現況に関する事項

## ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済につきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延や地政学リスクの高まりによる影響は見られたものの、緩やかに回復しました。

当社グループが参画しておりますエレクトロニクス産業におきましては、情報通信技術の拡充に伴うデータ社会への移行や脱炭素社会への取り組みを背景に、半導体の重要性が高まっており、今後も半導体製造装置市場はさらなる成長が見込まれております。

このような状況のもと、当連結会計年度の業績は、売上高は2兆38億5百万円（前連結会計年度比43.2%増）、営業利益は5,992億7千1百万円（前連結会計年度比86.9%増）、経常利益は6,017億2千4百万円（前連結会計年度比86.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,370億7千6百万円（前連結会計年度比79.9%増）となりました。

(注)「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度から適用しております。また、本事業報告における増減及び増減率は適用前の前期連結業績を基礎に算定しております。

## 連結業績

## 売上高

**2兆38億5百万円**  
(前連結会計年度比 43.2% 増)



## 営業利益

**5,992億71百万円**  
(前連結会計年度比 86.9% 増)



## 親会社株主に帰属する当期純利益

**4,370億76百万円**  
(前連結会計年度比 79.9% 増)



## ROE (自己資本利益率)

**37.2%**  
(前連結会計年度比 10.7pts 増)



## ② 主要な事業内容及びセグメント別の概況

当社グループは、エレクトロニクス技術を利用した半導体製造装置及びFPD（フラットパネルディスプレイ）製造装置の開発・製造・販売・保守サービスを事業の中心としております。

### 半導体製造装置

#### ■事業の状況

ロジック／ファウンドリ向け半導体に対する設備投資は、社会のデジタル化を背景に、最先端から成熟世代まで広い範囲での投資が堅調に推移しました。また、取り扱われるデータ量も毎年拡大基調にあることから、DRAM及びNANDフラッシュメモリ向け双方の設備投資についても高い投資水準が継続しております。このような状況のもと、当セグメントの当連結会計年度の外部顧客に対する売上高は、1兆9,438億4千3百万円（前連結会計年度比47.8%増）となりました。

#### ■主要製品

- コータ／デベロッパ
- エッチング装置
- 成膜装置
- 洗浄装置
- ウェーハブローバ
- ウェーハボンディング／デボンディング装置

### FPD製造装置

#### ■事業の状況

テレビ用大型液晶パネル向け設備投資が一巡したことにより、FPD TFTアレイ向け製造装置市場全体としては減速傾向となりました。一方、中小型有機ELパネル向け設備投資については、最終製品に搭載されるディスプレイが液晶から有機ELへと転換されることに伴う投資が継続しました。このような状況のもと、当セグメントの当連結会計年度の外部顧客に対する売上高は、598億3千万円（前連結会計年度比28.6%減）となりました。

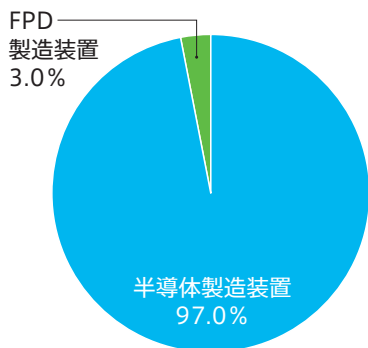
#### ■主要製品

- FPDエッチング／アッシング装置
- FPDコータ／デベロッパ
- 有機ELディスプレイ製造用インクジェット描画装置

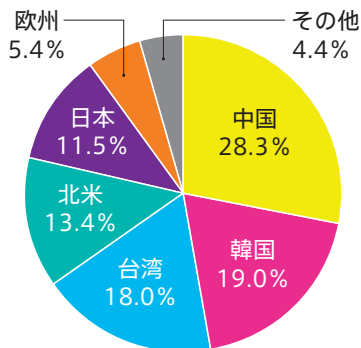
その他

上記の2つのセグメントに含まれない事業における当連結会計年度の外部顧客に対する売上高は、1億3千1百万円となりました。

連結 セグメント別売上構成比



連結 地域別売上構成比



### ③ 設備投資及び資金調達の状況

当社グループの当連結会計年度に取得した有形固定資産は572億8千8百万円となりました。主な設備投資につきましては、以下のとおりであります。

- ・革新的な技術を備えた高付加価値の製品創出のため研究開発用機械装置等を取得
- ・東京エレクトロン宮城(株)において、中長期的なエッチング装置市場の成長を見据え、革新的技術の創出と生産性向上のさらなる推進を目的とした宮城技術革新センターを竣工（2021年9月）
- ・東京エレクトロン テクノロジーソリューションズ(株)（山梨県）において、技術革新に伴う中長期的な市場成長が見込まれる成膜装置等の製品競争力及び技術開発力のさらなる強化を目的とした開発新棟を着工（2021年12月）

なお、必要資金につきましては全額を自己資金で賄っており、資金調達について記載すべき事項はありません。

## ④ 対処すべき課題

当社グループは、「最先端の技術と確かなサービスで、夢のある社会の発展に貢献します」という基本理念のもと、技術革新が速く活発なエレクトロニクス産業の中で、半導体製造装置のリーディングサプライヤーとして、ビジネスを積極的に展開しております。

### ① 経営方針

当社グループは、技術専門商社からスタートし、開発製造機能をもつメーカーへの移行、グローバルな販売・サポート体制の構築など、事業環境の変化をいち早く捉え、その変化に素早く応えることにより、世界の市場に高い付加価値をもつ製品・サービスを提供してまいりました。また、当社は、半導体製造装置やその関連分野で、技術革新が新たな価値を生み、継続的な市場拡大が見込まれる事業領域において、時代をリードする独創的な技術を創出し成長を続けてきました。

当社の原動力は、業界のリーディングカンパニーとして育んだ豊かな技術力、確かな技術サービスに基づくお客さまからの信頼、そして環境変化に柔軟かつ迅速に対応できる社員と、そのチャレンジ精神です。

今後も、当社のもつ専門性と最新技術を活かして事業を推進し、夢と活力のあるワールドクラスの高収益企業を目指すとともに、世の中の持続的な発展を支えるために不可欠な半導体の技術革新に貢献してまいります。

### ② ビジョン

当社グループは、「革新的な技術力と、多様なテクノロジーを融合する独創的な提案力で、半導体とFPD産業に高い付加価値と利益を生み出す真のグローバルカンパニー」を目指しております。

### ③ 事業環境

ICT（情報通信技術）の進化とともに、データ社会への移行が進む中、デジタル技術の活用と応用が様々な産業や分野において広がっています。そして、これを支えるのが半導体の技術革新です。大容量、高速、高信頼性、低消費電力など、半導体の進化に向けた追求は止まることはありません。トランジスタの誕生から約70年。これまで半導体デバイス市場は着実な成長を遂げ、2021年に5,000億ドルを超えましたが、2030年頃には、現在の2倍に匹敵する1兆ドルに到達する高い伸びが予想されています。また、人とICTをつなぐインターフェイスとしてのディスプレイも半導体製造技術の応用による技術革新が続いています。有機ELの普及に伴い、高精細化、低消費電力化、薄くフレキシブルな特性を活かした大型化やデザイン性の向上など、用途はさらに拡大していきます。当社グループが参入する事業は、社会の重要インフラである半導体とFPDを支え、夢のある社会の発展に向け、今後も大きく成長していくものと予想しております。



#### ④ 中長期的な成長を見据えた取り組み

前述のような将来の成長ポテンシャルを踏まえ、2019年5月に中期経営計画を策定しました。売上高の規模別に営業利益率、自己資本利益率(ROE)の関係を示す財務モデルを定めたもので、2024年3月期までに売上高2兆円、営業利益率30%以上、ROE30%以上をその中核目標に掲げて取り組んでまいりました。そのような中、2022年3月期の決算は、売上高2兆38億円、営業利益率29.9%、ROE37.2%となり、目標の財務モデルに対し、2年前倒しでほぼ到達することができました。これもひとえに株主の皆さまのご支援の賜物と深く感謝申し上げます。そして今後のさらなる当社の発展と成長を目指すため、2022年6月8日に新たなビジョンと中期経営計画を発表する予定にしております。

半導体の重要性がさらに高まり、半導体製造装置市場がこれからも大きく成長していくことが予想される中、当社のマテリアリティ(重要分野)として定めた高い収益力に基づく強い経営基盤のもと、製品競争力と顧客対応力の強化、生産性の向上に努め、オンリーワンプロダクトの創出により業界をリードしてまいります。

- ・ 将来、お客さまが必要とする高付加価値の最先端技術製品をいち早く市場に投入するとともに最良の技術サービスを提供してまいります。
- ・ オンリーワンプロダクトの創出に向け、当社が得意とする分野、蓄積された技術、経営ノウハウが生きる分野でビジネスを展開してまいります。
- ・ 世界をリードする技術革新力を維持向上させるため、2022年3月期は、1,582億円の研究開発費を投入し、2019年5月に中期経営計画で公表した、3年間で4,000億円以上の研究開発費の投入を計画どおり実行いたしました。将来の成長を見据え、2023年3月期は、

1,900億円の研究開発費を見込んでおり、強い財務基盤を活かした積極的な投資を継続してまいります。

- ・ サービスの分野につきましても、当社がこれまで出荷した業界最多となる8万台以上の半導体及びFPD製造装置をもとに、パーツ販売、装置のアップグレード改造、装置の稼働率向上やお客さまが生産するデバイスの歩留まり向上などの課題解決に努めるとともに、これら高度なフィールドソリューションの提供を通じて、アフターマーケットにおける収益拡大を図ります。また、やがて10万台以上となる装置サポートに備え、遠隔保守などのスマートカスタマーサポートに加え、装置の稼働データやAIの活用などによる予知保全など、高効率、高付加価値サービスの構築にも注力してまいります。

#### ■ 人材に関する取り組み

「企業の成長は人。社員は価値創出の源泉」という考えのもと、社員のやる気と会社へのエンゲージメントを重視した経営に取り組んでいます。

- ・ 会社の将来に対する期待と夢がもてる高い経営目標の設定
- ・ 成長投資に伴う様々な活動やキャリア機会
- ・ 強い財務基盤のもと失敗を恐れずチャレンジできる環境
- ・ 成果に見合う競争力のある報酬と公正な人事
- ・ 社員と経営層の積極的な対話

上記のような活動を通じ、世の中の持続的な発展を支える半導体の技術革新に貢献することで夢と活力のある会社の維持向上に努めます。

また、当社は、事業に関わるすべての人々の安全と健康を最優先することを経営理念で明示しておりますが、4年連続で、経済産業省と日本

健康会議が共同で選定する「健康経営優良法人2022」の上位500社に認定されました。そして、これは国内グループ会社6社<sup>(注)1</sup>においても、3年連続の認定取得となります。社員がもてる力を最大限に発揮するために、社員の心身の健康保持・増進をサポートしています。

加えて、持続的成長を支える次世代の経営執行を担う人材を育成するため、「TELサクセッションプラン」に基づき後継候補者の育成をおこなっております。指名委員会はその育成状況を分析、精査の上、取締役会に報告するとともに、取締役会は後継者育成プランが適切に実行されるよう監督しております。

(注) 1：東京エレクトロンテクノロジーソリューションズ(株)、  
東京エレクトロン九州(株)、東京エレクトロン宮城(株)、  
東京エレクトロンFE(株)、東京エレクトロンBP(株)、  
東京エレクトロンエージェンシー(株)

## ■ 環境・社会・ガバナンス (ESG) に関する取り組み

当社グループは、半導体製造装置のリーディングカンパニーとして、高性能・高品質の製品やサービスの継続的な提供を通じ、より高い利益をあげて経済価値を高めるとともに、持続可能な社会の発展に貢献し社会価値を高めることで経営基盤を強化し、企業価値の向上を図ります。

### [環境に関する取り組み]

2021年6月に、半導体製造装置業界における持続可能なサプライチェーン構築に向けた取り組みとして、E-COMPASS<sup>(注)2</sup>というイニシアティブを立ち上げました。このE-COMPASSでは、業界のリーディングカンパニーとして次のような点に先進的に取り組むことで、自社にとどまらず、あらゆるパートナー企業と連携し、サプライチェーン全体でデジタル社会の発展と地球環境保全に取り組み、社会の期待に応えることを目的としています。

- ・高性能・低消費電力デバイス等、半導体の技術革新に貢献し、ICTの発展と低消費電力化を両立
- ・半導体生産時の水、ガス、ケミカルの使用量の低減
- ・環境有害物質の規制への適切な対応

(注) 2：Environmental Co-Creation by Material, Process and Subcomponent Solutionsの略

### [ガバナンスに関する取り組み]

当社グループのガバナンスに関する取り組みは、外部からも高い評価を受けており、一般社団法人日本取締役協会が主催する「コーポレートガバナンス・オブ・ザ・イヤー<sup>®</sup> 2021」において、東京証券取引所（以下「東証」）1部上場企業約2,200社の中から大賞となる「Grand Prize Company」を受賞しました。この受賞は、当社の成長への挑戦、海外半導体関連企業の先進的な取り組みからの学び、代表取締役評価のクローズドセッションなど、自社の実情に合わせたものへ常に改善を求めている経営姿勢、攻めのガバナンスが、業績の高い向上につながっている点を評価されたものです。

また、当社は、2022年4月4日、東証のプライム市場に移行しました。時価総額などの基準が厳しく、東証の「コーポレートガバナンス・コード」の全原則の適用が求められる同市場の上場企業として、高いガバナンス水準を構築してまいります。その一環として2022年6月21日より以下に示すとおりコーポレートオフィサー制度を導入します。

### コーポレートオフィサー制度について

当社は、技術革新が速く市場変化も活発な半導体製造装置業界のリーディングカンパニーとして、ガバナンスのさらなる強化と迅速な意思決定並びに機動的な業務執行を図るため、コーポレートオフィサー制度を導入することといたしました。執行側の最高意思決定機関であるコーポレートオフィサーズ・ミーティングを設置し、取締役会から執行側への適切な権限委譲を進めます。また、コーポレートオフィサーが取締役会に出席し、業務執行に関する説明をおこなうことにより、取締役会が執行側を適切に監督するとともに、コーポレートオフィサーは、取締役会での議論を適切かつスピーディーに業務執行に活かすことで、攻めの経営を推進します。

今後も半導体製造装置市場は高い成長が見込まれます。それゆえ、当社が事業展開する拠点数も現在の18カ国、77拠点から、近い将来には100拠点を超える予想しています。このような中、コーポレートオフィサー制度の導入による適切な権限委譲で迅速な経営の執行を推進していくとともに、取締役会における実効性の高い監督機能のさらなる充実を図り、短中長期的な利益の拡大と継続的な企業価値の向上を追求してまいります。

### ⑤ 資本市場との対話

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営層が積極的にIR (Investor Relations)、SR (Shareholder Relations) 活動に取り組んでおります。国内外のIRカンファレンスでは経営層が適宜スークスパーソンを務め、直接的な対話を図っています。また、四半期毎の決算説明会に加え、中期経営計画説明会やIR Dayにおいて積極的に事業戦略や成長のストーリーを共有しています。さ

らに、CEO直轄組織として設置されたIR室は投資家の皆さまとの個別面談などを通じて適切に説明を補足するとともに、いただいたご意見を経営に役立てるべく、定期的に経営層に報告しています。

このような当社グループの取り組みは高い評価を受けており、米国大手金融情報誌 Institutional Investorが発表した、優れたIR活動をおこなう日本の上場企業「2022 All-Japan Executive Team」の電機・精密機器セクターにおいて、最高位となる「Most Honored Company」に7年連続して選ばれております。

### ⑥ 資本政策

当社グループの資本政策は、成長投資に必要な資金を確保し、積極的な株主還元継続的に取り組み、中長期的成長の視点をもって、適切なバランスシート・マネジメントに努めることを基本としております。具体的には、営業利益率、資産効率をさらに高め、キャッシュ・フローの拡大に努めることで、持続的な成長を目指し、ROE向上など高い資本効率を追求します。

当社の配当政策につきましては、業績連動型を基本とし、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向50%を目処とします。また、自己株式の取得については、機動的に実施を検討することとしております。この方針に基づき、2022年3月期においては、年間配当1,403円を実施しました。

当社グループは、以上のような取り組みを実行することで、さらなる持続的成長と企業価値の向上を通じて、世の中になくってはならない会社として、「最先端の技術と確かなサービスで、夢のある社会の発展に貢献します」という基本理念を実践してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、一層のご支援を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

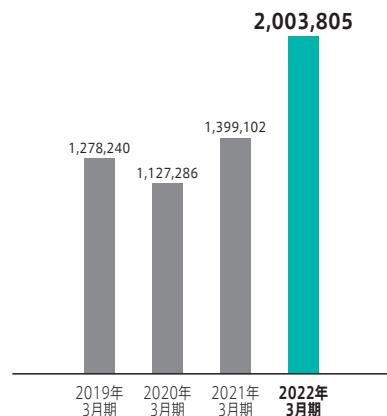
## ⑤ 当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分		第 56 期	第 57 期	第 58 期	第 59 期
		2018年4月 1 日から 2019年3月31日まで	2019年4月 1 日から 2020年3月31日まで	2020年4月 1 日から 2021年3月31日まで	2021年4月 1 日から 2022年3月31日まで
売上高	(百万円)	1,278,240	1,127,286	1,399,102	2,003,805
営業利益	(百万円)	310,571	237,292	320,685	599,271
営業利益率	(%)	24.3	21.0	22.9	29.9
経常利益	(百万円)	321,662	244,979	322,103	601,724
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	248,228	185,206	242,941	437,076
1株当たり当期純利益	(円)	1,513.58	1,170.57	1,562.20	2,807.84
総資産	(百万円)	1,257,627	1,278,495	1,425,364	1,894,457
純資産	(百万円)	888,117	829,692	1,024,562	1,347,048
ROE(自己資本利益率)	(%)	30.1	21.8	26.5	37.2

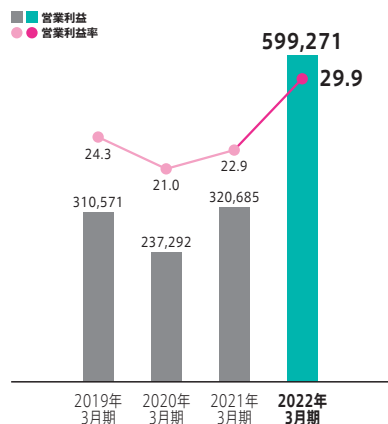
- (注) 1. 第56期の連結業績は、スマートフォンやデータセンター向けの活発な設備投資が市場の拡大をけん引するなど、主力の半導体製造装置事業の売上高は好調に推移し、増収増益となりました。
2. 第57期の連結業績は、5G対応のスマートフォンの本格的な普及を見据えた高性能プロセッサの需要増に加え、一時的な調整局面にあったデータセンター向けのメモリ投資にも回復が見られ、主力の半導体製造装置事業の売上高は3期連続で1兆円を超えるなど、堅調に推移しました。
3. 第58期の連結業績は、IoT、AI、5G等の情報通信技術の用途の拡がりによるデータ社会への移行を背景とした半導体需要の高まりに伴い、主力の半導体製造装置事業の売上高は好調に推移し、増収増益となりました。
4. 第59期の状況につきましては、「①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

## 連結業績推移

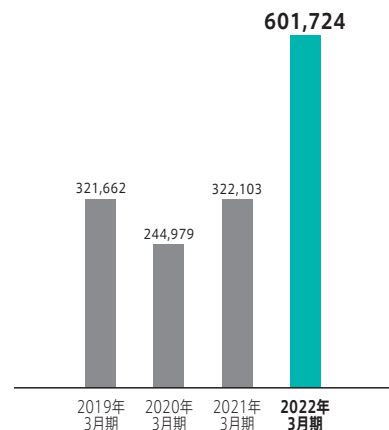
売上高 (百万円)



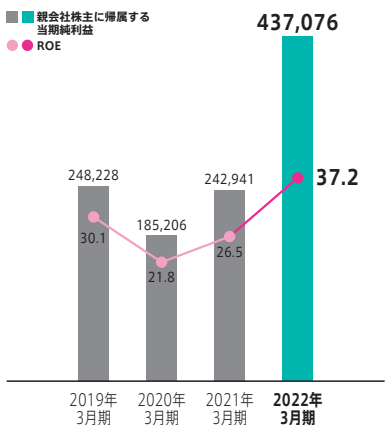
営業利益 (百万円) 営業利益率 (%)



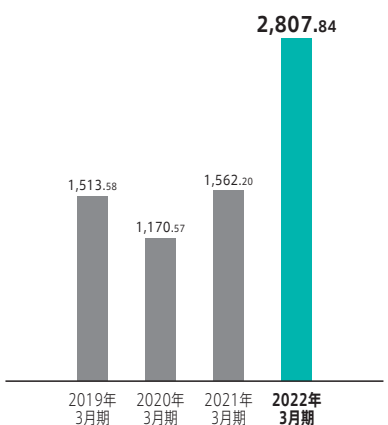
経常利益 (百万円)



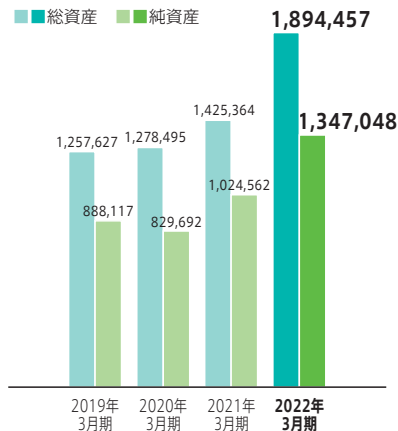
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) ROE (%)



1株当たり当期純利益 (円)



総資産・純資産 (百万円)



## ⑥ 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

会社名	事業所所在地	資本金	当社の出資比率 (間接出資比率)	主要な事業内容
東京エレクトロン テクノロジー ソリューションズ(株)	(本社事業所)山梨県 (東北事業所)岩手県	4,000百万円	100%	半導体製造装置・ FPD製造装置の製造・開発
東京エレクトロン九州(株)	熊本県	2,000百万円	100	半導体製造装置・ FPD製造装置の製造・開発
東京エレクトロン宮城(株)	宮城県	500百万円	100	半導体製造装置の製造・開発
東京エレクトロンFE(株)	東京都	100百万円	100	半導体製造装置・ FPD製造装置等の 保守サービス
Tokyo Electron America, Inc.	米国	10米ドル	0 (100)	半導体製造装置等の 販売・保守サービス
Tokyo Electron Europe Ltd.	英国	17百万ユーロ	100	半導体製造装置等の 販売・保守サービス
Tokyo Electron Korea Ltd.	韓国	6,000百万ウォン	100	半導体製造装置・ FPD製造装置等の販売・ 保守サービス
Tokyo Electron Taiwan Ltd.	台湾	200百万NTドル	100	半導体製造装置・ FPD製造装置等の販売・ 保守サービス
Tokyo Electron (Shanghai) Ltd.	中国	6百万米ドル	100	半導体製造装置・ FPD製造装置等の販売・ 保守サービス
Tokyo Electron Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	5百万シンガポールドル	100	半導体製造装置・ FPD製造装置等の販売・ 保守サービス

(注) 当連結会計年度末における連結子会社は、上記各社を含め26社であります。

## ⑦ 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

## ⑧ 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

### ① 当社グループの従業員数

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比
半導体製造装置	12,487名	1,091名増
FPD製造装置	634名	43名減
その他	341名	2名減
全社共通	2,172名	109名増
合計	15,634名	1,155名増

- (注) 1. 従業員数は、当社及び連結子会社の就業人員数を表示しております。  
 2. その他は、物流、施設管理及び保険業務等に従事する従業員であります。  
 3. 全社共通は、管理部門、基礎研究部門等に所属する従業員であります。

### ② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
1,771名	101名増	44.0歳	16.4年

- (注) 従業員数は、当社の就業人員数を表示しております。

## ⑨ 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

## ⑩ 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

### ① 当社

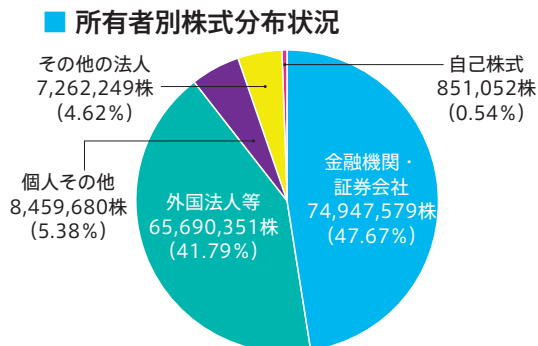
名称	所在地
本社	東京都
府中テクノロジーセンター	東京都
大阪支社	大阪府
九州支社	熊本県
山梨事業所	山梨県
TEL デジタル デザイン スクエア	北海道

### ② 子会社

主要な子会社及びその事業所所在地については、「⑥重要な子会社の状況」をご参照ください。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 300,000,000株
- ② 発行済株式の総数 157,210,911株
- ③ 株主数 34,258名





## ④ 大株主の状況

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	42,017	26.87
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	13,743	8.78
ジェーピー モルガン チェース バンク 3 8 5 6 3 2	8,137	5.20
株式会社 T B S ホールディングス	5,801	3.71
株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)	2,983	1.90
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 5 0 5 2 3 4	2,580	1.65
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	2,347	1.50
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	2,229	1.42
ジェーピー モルガン チェース バンク 3 8 5 7 8 1	1,917	1.22
第一生命保険株式会社	1,440	0.92

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は、自己株式(851,052株)を控除して算出しております。また、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。なお、自己株式には、役員報酬BIP(Board Incentive Plan) 信託口及び株式付与ESOP(Employee Stock Ownership Plan) 信託口が所有する当社株式(610,529株)を含めておりません。  
 3. 以下の大量保有報告書(変更報告書を含む)が公衆の縦覧に供されておりますが、当社として2022年3月31日現在の実質保有状況の確認ができない部分については、上記表に含めておりません。

大量保有者	提出書類	提出日	保有株式数(千株)
野村證券株式会社 他1社	変更報告書	2020年 7月21日	2020年 7月15日現在 15,400
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 他1社	変更報告書	2020年12月22日	2020年12月15日現在 14,502
株式会社三菱UFJ銀行 他4社	変更報告書	2021年 6月 7日	2021年 5月31日現在 11,491
キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー 他2社	変更報告書	2020年 5月12日	2020年 4月30日現在 8,632
アセットマネジメントOne株式会社 他1社	変更報告書	2020年12月22日	2020年12月15日現在 6,491

## ⑤ その他株式に関する重要な事項

---

- ① 当社は、2018年6月19日開催の第55期定時株主総会の決議及びこれに基づく取締役会決議に基づき、当社及び国内外のグループ会社の取締役（社外取締役を除く）を対象に、当社グループの中期の業績向上への意識を高めること、及び株式保有を通して株主目線を共有し、企業価値増大への意識を高めること等を目的として、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託制度を導入しております。

また、2020年6月23日開催の第57期定時株主総会の決議及びこれに基づく取締役会決議に基づき、社外取締役を対象に、経営の監督、及び中長期的な企業価値向上の視点から経営に対して助言をおこなうという期待役割に、より整合した報酬体系とすることを目的として、非業績連動の株式報酬制度を導入しております。これを踏まえ、本役員報酬BIP信託制度の対象に当社の社外取締役を含めております。

2022年3月31日現在、役員報酬BIP信託口が所有する当社株式は80,538株であります。

- ② 当社は、2018年から、取締役会決議に基づき、当社及び国内外のグループ会社の執行役員及び幹部・中堅社員を対象に、当社グループの中期の業績向上への意識を高めること、及び株式保有を通して株主目線を共有し、企業価値増大への意識を高めること等を目的として、株式付与ESOP（Employee Stock Ownership Plan）信託制度を導入しております。

2022年3月31日現在、株式付与ESOP信託口が所有する当社株式は529,991株であります。

## 3. 会社役員に関する事項

## ① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
取締役会長	常石 哲男	東京エレクトロン デバイス㈱ 取締役
代表取締役社長	河合 利樹	最高経営責任者 (CEO)
代表取締役	佐々木 貞夫	専務執行役員 東京エレクトロン テクノロジーソリューションズ㈱ 代表取締役社長
取締役	布川 好一	専務執行役員
取締役	長久保 達也	常務執行役員
取締役	春原 清	常務執行役員
取締役	池田 世崇	常務執行役員
取締役	三田野 好伸	常務執行役員
取締役	チャールズ・デイトマース・レイク二世	アフラック生命保険㈱ 代表取締役会長 アフラック・インターナショナル・インコーポレーテッド 取締役社長 日本郵政㈱ 社外取締役 ㈱資生堂 社外取締役
取締役	佐々木 道夫	㈱SHIFT 取締役副社長 ㈱瑞光 社外取締役
取締役	江田 麻季子	世界経済フォーラム 日本代表 富士フイルムホールディングス㈱ 社外取締役
取締役	市川 佐知子	田辺総合法律事務所 パートナー オリンパス㈱ 社外取締役 公益社団法人会社役員育成機構 監事
常勤監査役	原田 芳輝	
常勤監査役	田原 計志	
監査役	和貝 享介	和貝公認会計士事務所 所長 持田製薬㈱ 社外監査役
監査役	瀨 正孝	ニッセイアセットマネジメント㈱ 社外取締役
監査役	三浦 亮太	弁護士法人三浦法律事務所 パートナー テクマトリックス㈱ 社外取締役(監査等委員) エーザイ㈱ 社外取締役

指名委員会委員：佐々木道夫<sup>(※)</sup>、長久保達也、春原清、布川好一  
報酬委員会委員：チャールズ・デイトマース・レイク二世<sup>(※)</sup>、長久保達也、  
三田野好伸、江田麻季子

※委員長

- (注) 1. 取締役 チャールズ・デイトマース・レイク二世氏、佐々木道夫氏、江田麻季子氏及び市川佐知子氏は社外取締役であります。
2. 監査役 和貝享介氏、瀨正孝氏及び三浦亮太氏は社外監査役であります。
3. 当社は、㈱東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえた当社の「社外役員の独立性判断基準」を策定しており、取締役 チャールズ・デイトマース・レイク二世氏、佐々木道夫氏、江田麻季子氏及び市川佐知子氏並びに監査役 和貝享介氏、瀨正孝氏及び三浦亮太氏を独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
4. 当社は、取締役 チャールズ・デイトマース・レイク二世氏、佐々木道夫氏、江田麻季子氏及び市川佐知子氏並びに監査役 原田芳輝氏、田原計志氏、和貝享介氏、瀨正孝氏及び三浦亮太氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務をおこなうにあたり善意でかつ重大な過失がないときは会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 監査役 原田芳輝氏は執行役員として当社グループの管理部門を統轄するなど、業務やマネジメントの経験が豊富であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役 和貝享介氏は公認会計士として監査法人での長年の経験があり、日本公認会計士協会の常務理事等を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役 瀨正孝氏は金融業界における長年の幅広い経験を通じて、企業経営に関する豊富な経験を有するとともに、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、当社及び当社子会社の取締役及び監査役並びに執行役員その他の従業員を被保険者とし、被保険者が会社の役員等としておこなった業務及び不作為に起因した損害賠償金、和解金、争訟費用等が填補されます。なお、当該保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。

## ② 執行役員の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当
社長	河合 利樹	最高経営責任者(CEO) コーポレートイノベーション本部長
専務執行役員	佐々木 貞夫	第一開発生産本部長 第四開発生産本部長 コーポレート生産本部長 東京エレクトロン テクノロジーソリューションズ㈱ 代表取締役社長
専務執行役員	布川 好一	グローバルビジネスプラットフォーム本部長 (ファイナンス、輸出物流管理、IT、情報セキュリティ、 知的財産担当) 内部統制担当
常務執行役員	長久保 達也	グローバルビジネスプラットフォーム本部副本部長 (人事総務、CSR、ブランド、法務コンプライアンス担当) 倫理委員長
常務執行役員	春原 清	フィールドソリューション事業本部長 業務改革プロジェクト担当
常務執行役員	池田 世崇	アカウントセールス本部長
常務執行役員	三田野 好伸	SPE事業本部長
常務執行役員	デビッド・ブラフ	グローバル戦略担当
常務執行役員	ラリー・スミス	グローバル戦略担当 Tokyo Electron U.S. Holdings, Inc. 取締役社長
常務執行役員	堀 哲朗	業務改革プロジェクト担当
常務執行役員	鷺野 憲治	後工程事業本部長
常務執行役員	松浦 次彦	FPD事業本部長
常務執行役員	大久保 豪	グローバルセールス本部長
執行役員	七澤 豊	ITユニットGM 業務改革プロジェクト担当 TEL Solar Services AG 取締役社長
執行役員	秋山 啓一	CTSPS BUGM
執行役員	和久井 勇	ES BUGM
執行役員	石田 博之	TFF BUGM
執行役員	児島 雅之	第二開発生産本部長 東京エレクトロン宮城㈱ 代表取締役社長
執行役員	林 伸一	第三開発生産本部長 コーポレートイノベーション本部副本部長 東京エレクトロン九州㈱ 代表取締役社長
執行役員	多田 新吾	アカウントセールス本部副本部長
執行役員	守田 雅博	アカウントGM グローバルセールス本部GM
執行役員	中原 哲也	FS BUGM
執行役員	神永 文彦	グローバルセールス本部副本部長

(注) 表中に使用しております用語の説明は、次のとおりであります。

SPE : 半導体製造装置  
FPD : フラットパネルディスプレイ  
CTSPS : クリーントラック・サーフェス  
プレパレーションシステム  
ES : エッチングシステム  
TFF : シンフィルムフォーメーション  
FS : フィールドソリューション  
BU : ビジネスユニット  
GM : ジェネラルマネージャー

### ③ 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	対象となる 役員 員数	報酬等の 総額	報酬等の種類別の総額				
			固定基本 報酬	年次業績連動報酬		中期業績連動報酬	非業績連動報酬
				現金賞与 (注)1	株式報酬型ストック オプション(注)2,5		
名	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
取締役(社外取締役を除く)	8	5,434	478	2,774	1,959	222	
社外取締役	4	104	64				40
取締役合計	12	5,538	542	2,774	1,959	222	40
監査役(社外監査役を除く)	2	86	86				
社外監査役	3	43	43				
監査役合計	5	129	129				

#### (ご参考) 当事業年度に係る当社代表取締役の個別報酬等

会社における地位及び氏名 (注)7	報酬等の 総額	報酬等の種類別の総額			
		固定基本 報酬	年次業績連動報酬		中期業績連動報酬
			現金賞与 (注)8	株式報酬型ストック オプション(注)5,9	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
代表取締役社長 河合 利樹	1,665	102	741	736	85
代表取締役 佐々木貞夫	676	66	295	293	22

- (注) 1. 2022年6月21日開催予定の第59期定時株主総会において付議する賞与額を記載しております。  
 2. 2022年6月21日開催予定の第59期定時株主総会において付議する新株予約権に相当する額を記載しております。  
 3. 当事業年度において費用計上した額を記載しております。なお、中期業績連動報酬に関しましては、対象期間(3事業年度)における業績目標達成度に応じた支給率により変動します。  
 4. 当事業年度において費用計上した額を記載しております。なお、非業績連動の株式報酬に関しましては、対象期間(3事業年度)終了後に株式を交付します。  
 5. 非金銭報酬であり、その内容については「④会社役員の報酬等の額の算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法」に記載のとおりです。  
 6. 執行役員兼務取締役に対しては、取締役報酬のみを支給し、使用人分給与は別途支給していません。  
 7. 当事業年度末時点における代表取締役2名に関する当事業年度に係る個別報酬を記載しております。  
 8. 2022年6月21日開催予定の第59期定時株主総会において付議する賞与額のうち、各代表取締役に支給予定の額を記載しております。  
 9. 2022年6月21日開催予定の第59期定時株主総会において付議する新株予約権に相当する額のうち、各代表取締役に付与予定の新株予約権に相当する額を記載しております。  
 10. 当事業年度に係る代表取締役の個人別の報酬額については、「④会社役員の報酬等の額の算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法」に基づいていることを報酬委員会において検証の上、取締役会においても確認しました。また、当事業年度に係る代表取締役を除く取締役の固定基本報酬額及び年次業績連動報酬額は、取締役会から委任を受け、業務執行を統括する代表取締役社長・CEO河合利樹が決定しました。なお、CEOが各取締役の報酬額を決定するに際しては、外部調査機関が提供する業界の国内外企業の報酬水準を参照し、外部専門家からの助言を得るとともに、報酬委員会において金額の妥当性を検証しております。

## ④ 会社役員報酬等の額の算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

---

当社は、報酬委員会の審議を経て、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めております。

### ■報酬の基本方針

当社グループの役員報酬の基本方針として重視する点は以下のとおりであります。

- ①グローバルに優秀な経営人材を確保できるための競争力のある水準と制度
- ②短期的業績及び持続的な成長に向けた中長期の企業価値向上との高い連動性
- ③報酬決定プロセスの透明性・公正性、報酬の妥当性の確保

### ■報酬構成

取締役のうち、社内取締役の報酬は、次ページの表のとおり「固定基本報酬」「年次業績連動報酬」「中期業績連動報酬」により構成します。

社外取締役ににつきましては、経営の監督に加えて、中長期的な企業価値向上の視点から経営に対して助言をおこなうという役割を担っております。この期待役割に対しより整合した報酬体系とすることを目的に、非業績連動の株式報酬制度を導入しており、社外取締役の報酬は「固定基本報酬」「非業績連動報酬（株式報酬）」で構成されます。

監査役の報酬については、経営の監査・監督が主たる役割であることを踏まえ、「固定基本報酬」のみとしております。

なお、固定報酬的色彩の強い取締役・監査役に対する役員退職慰労金制度につきましては、2006年3月期以降を廃止しております。

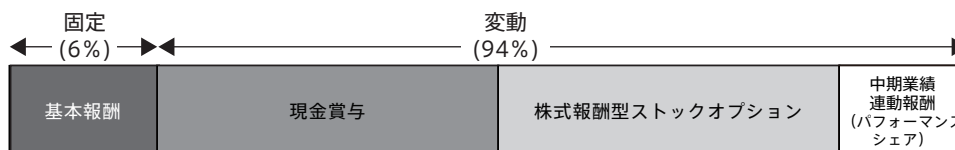
報酬の種類		報酬の概要	社内取締役	社外取締役	監査役
①固定基本報酬		・業務執行を担う社内取締役（業務執行取締役）については外部専門機関 <sup>(※)</sup> の職務等級フレームワークを参照し、職責の大きさに応じて設定しております。	○	○	○
② 年次業績 連動報酬	現金賞与	・事業年度ごとの業績向上への意識を高めること等を目的に、当年度の業績に連動して支給するものであります。 ・現金賞与と株式報酬型ストックオプションで構成し、その構成割合は概ね1対1です。具体的な支給額・付与個数は当年度の会社業績と個人パフォーマンスの評価結果に応じて決定します。	○	—	—
	株式報酬型 ストック オプション	・会社業績の評価指標は、親会社株主に帰属する当期純利益及び連結ROEを採用し、また、営業利益率・営業利益成長率の競合企業との比較結果を支給額に反映しております。 ・個人パフォーマンスの評価項目には、ESG等を含む短期及び中期経営戦略目標に対する貢献度を含みます。 ・株式報酬型ストックオプションには、権利付与から3年間の権利行使制限期間を設定し、中長期にわたり株主目線の共有及び企業価値増大への意識を高める仕組みとしています。	○	—	—
③ 中期業績 連動報酬	パフォーマンス シェア (株式報酬)	・中期の業績向上への意識を高めること等を目的に支給します。 ・支給率が100%の場合、支給額は職責の大きさに応じて固定基本報酬の30%～100%程度に設定しております。 ・対象期間（3事業年度）における業績目標達成度に応じて交付株式数を決定します。 ・業績評価指標には、連結営業利益率と連結ROEを採用しております。	○	—	—
④ 非業績 連動報酬	リストラクテッド・ ストック・ ユニット (株式報酬)	・中長期的な企業価値向上の視点から経営に対して助言をおこなうという期待役割に対しより整合した報酬体系とすることを目的に支給します。 ・現金報酬と株式報酬を適切なバランスで支給するべく、支給額を固定基本報酬の50%～60%程度に設定しております。 ・対象期間（3事業年度）終了後に株式を交付します。	—	○	—

※当社では役員の報酬等に関する客観的かつ専門的な情報を入手するため、外部専門機関（ウイリス・タワースワトソン）からの助言を得ております。

## ■報酬の構成割合

当社グループの社内取締役の報酬構成は、短期的業績及び持続的な成長に向けた中長期の企業価値向上との高い連動性をもつ設計となっております。また、株主目線を共有し、企業価値増大への意識を高めることを目的に、報酬の一部を株式で付与しています。

### 【<参考>当事業年度のCEOの報酬構成割合】



## ■報酬等の種類別の方針及び決定方法

### ① 固定基本報酬

固定基本報酬は、国内外企業の報酬水準を参照した上で、業務執行取締役については外部専門機関の職務等級フレームワークを参照し、職責の大きさに応じて設定しております。

取締役の固定基本報酬につきましては、株主総会で決議された固定基本報酬限度額の範囲内で決定します。代表取締役の報酬額は、報酬委員会からの提案に基づき取締役会で協議・決定し、代表取締役を除く取締役の報酬額は、取締役会の決議に基づきCEOが決定しています。なお、取締役の報酬額の決定にあたっては、外部調査機関が提供する国内外企業の報酬水準を参照し、外部専門家からの助言も得た上で、業務執行取締役については職務等級フレームワークに基づく職責の大きさに応じて決定しております。また、外部専門家からの助言を参照の上、報酬委員会においても金額の妥当性を検証しております。

監査役の固定基本報酬については、株主総会で決議された固定基本報酬限度額の範囲内で監査役の協議に基づき決定しております。

### ② 年次業績連動報酬

#### 【構成・固定基本報酬に対する支給割合に関する方針】

年次業績連動報酬は、取締役のうち社内取締役のみを対象としており、当年度の業績に連動して支給され、原則、現金賞与と株式報酬型ストックオプションで構成し、その構成割合は概ね1対1としております。また、株式報酬型ストックオプションにつきましては、権利付与から3年間の権利行使制限期間を設定し、中長期にわたり株主目線の共有及び企業価値増大への意識を高める仕組



みとしています。

なお、年次業績連動報酬は事業年度ごとの業績に応じた利益配分型を基本とした報酬となっており、固定基本報酬に対する支給割合に関する方針は設定しておりません。

### 【算定指標・当該指標を選択した理由】

代表取締役を含む取締役の会社業績に対するインセンティブとして、利益の状況を示す指標の中から親会社株主に帰属する当期純利益の実績値を算定指標として採用しております。また、資本効率を示す指標である連結ROEの実績値を算定式に組み込んでおります。

### 【算定方法・決定方法】

#### 代表取締役

代表取締役の年次業績連動報酬額については、親会社株主に帰属する当期純利益及び連結ROEを業績評価指標とする算定式により算出された数値に対し、競合企業との営業利益率・営業利益成長率の比較及び、代表取締役個人パフォーマンス評価（ESG等を含む短期並びに中期経営戦略に基づく目標）を反映した金額案を、外部専門家からの助言も踏まえ、報酬委員会において審議します。報酬委員会は、審議結果を取締役会に提案し、取締役会は当該提案を検討の上、最終的な報酬額を決定しております（下記参照）。

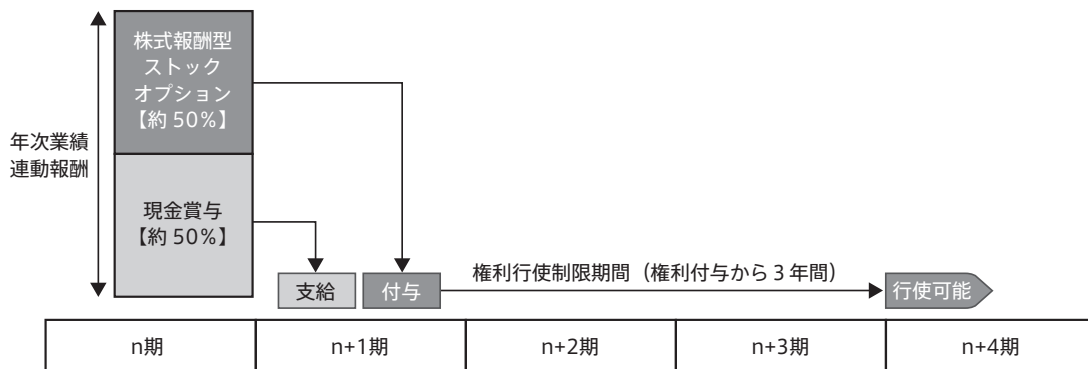
#### <報酬額決定に係る報酬委員会の役割>

ミッション（評価項目）の設定	パフォーマンス評価	報酬額の決定
報酬委員会による審議及び代表取締役を除く取締役会メンバー（クローズドセッション）による審議を経て設定	報酬委員会による審議を経て、代表取締役を除く取締役会メンバー（クローズドセッション）により評価	報酬委員会が支給額を取締役会に提案し、取締役会決議により決定

#### 取締役（代表取締役及び社外取締役を除く）

親会社株主に帰属する当期純利益及び連結ROEに連動する各取締役の年次業績連動報酬額は、取締役会の決議に基づき、株主総会で決議された賞与額の範囲内でCEOが決定しています。決定にあたっては、外部調査機関が提供する業界の国内外企業の報酬水準を参照し、営業利益率・営業利益成長率の競合企業との比較及び各取締役の職責とパフォーマンス評価（ESG等を含む短期並びに中期経営戦略に基づく目標）を反映しております。また、各取締役の報酬額は、外部専門家からの助言を参照した上で報酬委員会においても妥当性の検証を実施しております。

## 【支給イメージ】



### ③ 中期業績連動報酬

#### 【構成・固定基本報酬に対する支給割合に関する方針】

中期業績連動報酬は、取締役のうち社内取締役のみを対象としており、パフォーマンスシェア（株式報酬）として支給します。中期の業績向上への意識を高めるとともに、株式保有を通して株主目線を共有することで企業価値増大への意識を高めること等を目的としています。交付される当社株式の数は、各人の職責及び対象期間（3事業年度）における業績目標の達成度に応じて変動します。

中期業績連動報酬の支給率が100%の場合、支給額は職責に応じて固定基本報酬の30%～100%程度に設定しております。

#### 【算定指標・当該指標を選択した理由】

中期業績連動報酬につきましては、当社の中期経営計画と連動する形で、収益力を測る指標として連結営業利益率を採用し、また、資本効率を示す指標として連結ROEを採用しております。

## 【算定方法・決定方法】

### (中期業績連動報酬算定式)

$$\text{株式交付ポイント} = \left( \frac{\text{基準ポイント}}{\text{(職責の大きさに応じて設定)}} \times 70\% \times \frac{\text{連結営業利益率}^{(*)}}{\text{連動係数}} \right) + \left( \frac{\text{基準ポイント}}{\text{(職責の大きさに応じて設定)}} \times 30\% \times \frac{\text{連結ROE}^{(*)}}{\text{連動係数}} \right)$$

(※) 対象期間（3事業年度）の業績目標の達成度を評価する指標は、連結営業利益率・連結ROEそれぞれ対象期間における最終事業年度の実績値とします。各連動係数は、業績目標の達成度に応じて支給率0%・50%・75%・100%・120%の5段階とします。

社内取締役に対して交付される当社株式の数は、上記算定式に従って算出される株式交付ポイント数に応じ、1ポイントにつき当社株式1株とします。ただし、当社株式について分割、無償割当または併合等があった場合は、1ポイント当たりに交付がおこなわれる株式数を調整します。

なお、算定式また算定式に用いる基準ポイント及び業績連動係数については報酬委員会からの提案に基づき取締役会が決定します。

#### ④ 非業績連動報酬

非業績連動報酬は、社外取締役を対象としております。当社の社外取締役は、経営の監督に加えて、中長期的な企業価値向上の視点から経営に対して助言をおこなうという役割を担っており、この期待役割に対しより整合した報酬体系とすることを目的に非業績連動の株式報酬制度（リストラクテッド・ストック・ユニット）を導入しております。支給額につきましては、現金報酬と株式報酬を適切なバランスで支給するべく、固定基本報酬の50%～60%程度に設定しており、対象期間（3事業年度）終了後に株式を交付します。

社外取締役に対して交付される当社株式の数は、支給額をもとに算出される株式交付ポイント数に応じ、1ポイントにつき当社株式1株とします。ただし、当社株式について分割、無償割当または併合等があった場合は、1ポイント当たりに交付がおこなわれる株式数を調整します。

## ■当事業年度に係る会社役員報酬等についての株主総会決議に関する事項

区分	報酬区分	株主総会の決議年月日	当該決議の内容の概要	当該決議に係る会社役員の数
取締役	固定基本報酬	2011年6月17日開催の第48期定時株主総会	取締役の固定基本報酬額を1事業年度につき総額7億5,000万円以内（うち社外取締役分、1事業年度につき3,000万円以内）とする。	第48期定時株主総会終結時における取締役15名（うち社外取締役2名）
		2021年6月17日開催の第58期定時株主総会	取締役の固定基本報酬額を1事業年度につき総額7億5,000万円以内（うち社外取締役分、1事業年度につき1億円以内）とする。	第58期定時株主総会終結時における取締役12名（うち社外取締役4名）
	年次業績連動報酬	2022年6月21日開催予定の第59期定時株主総会	取締役（社外取締役を除く）の年次業績連動報酬の現金賞与部分として、2022年3月31日時点在籍の取締役に對し、総額27億7,480万円の支給に関して付議する予定。	第59期末日（2022年3月31日）時点在籍の取締役8名（社外取締役4名を除く）
			取締役（社外取締役を除く）の年次業績連動報酬の株式報酬型ストックオプション部分として、総額12億6,450万円、総数250個（25,000株）の範囲内で新株予約権の付与に関して付議する予定。	第59期定時株主総会に選任を付議する取締役3名（社外取締役3名を除く）
			当社執行役員及び幹部社員並びに当社子会社の取締役、執行役員及び幹部社員に對するストックオプションとして、総数535個（53,500株）の範囲内で新株予約権の付与に関して付議する予定。	第59期末日（2022年3月31日）時点の当社執行役員及び幹部社員（ただし、①割当日時点で当社取締役と兼務する者、及び②本総会終結の時をもって退任となる当社取締役に割当日時点で当社コーポレートオフィサーに就任していない者を除く）並びに当社子会社の取締役、執行役員及び幹部社員のうち必要と認められる者98名
	中期業績連動報酬	2018年6月19日開催の第55期定時株主総会	取締役（社外取締役を除く）の中期業績連動報酬として、3事業年度を対象として対象期間ごとに4億8,000万円を上限とする信託金を拠出し、対象期間ごとに23,800株を上限とする当社株式を交付する。	第55期定時株主総会終結時における取締役9名（社外取締役3名を除く）
非業績連動報酬	2020年6月23日開催の第57期定時株主総会	社外取締役を対象とする株式報酬制度として、3事業年度を対象として対象期間ごとに5,000万円を上限とする信託金を拠出し、対象期間ごとに5,000株を上限とする当社株式を交付する。	第57期定時株主総会終結時における社外取締役3名	
監査役	固定基本報酬	2011年6月17日開催の第48期定時株主総会	監査役の固定基本報酬額を月額1,300万円以内（年額1億5,600万円以内）とする。	第48期定時株主総会終結時における監査役4名

## ■当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標及び実績

### ・年次業績連動報酬

年次業績連動報酬は、「**■報酬等の種類別の方針及び決定方法**」に記載の算定方法に従い、親会社株主に帰属する当期純利益及び連結ROEの実績値を算定指標としますが、利益配分型を基本とした報酬であるため、指標の目標は設定していません。

なお、当事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益は4,370億7千6百万円、連結ROEは37.2%であります。

### ・中期業績連動報酬

中期業績連動報酬は、「**■報酬等の種類別の方針及び決定方法**」に記載の算定方法に従い、付与時点の中期経営計画に基づく連結営業利益率及び連結ROEを指標の目標としております。2019年設定プランの目標達成度を評価する指標である2022年3月期の実績は、連結営業利益率29.9%、連結ROE37.2%となり、中期業績連動報酬算定式に従って支給いたします。

なお、2020年、2021年設定プランは対象期間における最終事業年度の業績値により支給率を決定いたします。そのため、実績について現時点では確定していません。

## ■株式保有ガイドライン

当社は、経営陣が持続的な企業価値の向上とステークホルダーとの利益の共有をより確かなものとするため、株式保有ガイドラインを導入いたしました。本ガイドラインは2021年7月1日に発効し、発効後または就任後5年以内に、以下の価値に相当する当社株式を保有することを目標としています。

CEO	社内取締役	社外取締役	当社執行役員
固定基本報酬（年額）の3倍	固定基本報酬（年額）の2倍	固定基本報酬（年額）の1倍	固定基本報酬（年額）の1倍

## ■クローバックポリシー

当社は、業務執行取締役の故意の不正行為を主因として、財務数値の重大な修正が必要となると認められる場合に、業績連動報酬の返還を要求することができるクローバックポリシーを導入いたしました。返還の対象となり得る報酬は、該当行為が認められた事業年度及びその前の3事業年度において受け取った業績連動報酬のうち過大な部分です。本ポリシーは、2021年7月1日に発効し、2022年3月期を対象とする年次業績連動報酬及び2022年3月期中に付与される中期業績連動報酬からその適用対象となり、以後すべての期間において適用されます。

## ■報酬委員会の役割

当社は、経営の透明性・公正性、報酬の妥当性を確保するため、社外取締役を含む3名以上の取締役（代表取締役を除く）で構成される報酬委員会を設置しております。当事業年度の報酬委員会は、社内取締役2名、社外取締役2名の計4名で構成され、社外取締役が委員長を務めております。報酬委員会の開催にあたっては外部専門家が毎回同席しており、この外部専門家からの助言を活用し、国内外企業との報酬水準等の比較、国内外における最新動向やベストプラクティス（ESG指標の報酬への反映など）の分析をおこなった上、当社の報酬の基本方針に照らし、当社グループに最も適切な報酬制度、代表取締役の個別報酬額等について、取締役会に提案をおこなっております。

## ⑤ 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係（2022年3月31日現在）

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役	チャールズ・デイトマース・レイク二世	アフラック生命保険(株) 代表取締役会長 アフラック・インターナショナル・インコーポレーテッド 取締役社長 日本郵政(株) 社外取締役 株資生堂 社外取締役	重要な取引関係はありません。
社外取締役	佐々木 道夫	(株)SHIFT 取締役副社長 (株)瑞光 社外取締役	重要な取引関係はありません。
社外取締役	江田 麻季子	世界経済フォーラム 日本代表 富士フイルムホールディングス(株) 社外取締役	重要な取引関係はありません。
社外取締役	市川 佐知子	田辺総合法律事務所 パートナー オリンパス(株) 社外取締役 公益社団法人会社役員育成機構 監事	重要な取引関係はありません。
社外監査役	和貝 享介	和貝公認会計士事務所 所長 持田製薬(株) 社外監査役	重要な取引関係はありません。
社外監査役	濱 正孝	ニッセイアセットマネジメント(株) 社外取締役	重要な取引関係はありません。
社外監査役	三浦 亮太	弁護士法人三浦法律事務所 パートナー テクマトリックス(株) 社外取締役（監査等委員） エーザイ(株) 社外取締役	重要な取引関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況(注)1	
社外取締役	チャールズ・デイトマース・レイク二世	取締役会：12回中12回に出席 報酬委員会：10回中10回に出席	取締役会において、グローバルな企業経営の観点から、特にコーポレートガバナンスやリスクマネジメント等に関して、積極的な発言をおこなっております。また、報酬委員会では委員長を務め、取締役の報酬に係る事項等について、客観的・中立的な立場から審議を主導しております。
社外取締役	佐々木 道夫	取締役会：12回中12回に出席 指名委員会：12回中12回に出席 報酬委員会：3回中3回に出席(注)2	取締役会において、製造業での経営経験に基づき、特に開発・調達戦略や機密情報保護等のリスクマネジメントに関して、積極的な発言をおこなっております。また、指名委員会では委員長を務め、取締役候補者の選定に係る事項等について、客観的・中立的な立場から審議を主導しております。報酬委員会では委員として、取締役の報酬に係る事項等について、客観的・中立的な立場から発言をおこなっております。
社外取締役	江田 麻季子	取締役会：12回中12回に出席 報酬委員会：7回中7回に出席(注)2	取締役会において、半導体業界におけるマーケティング分野の専門的見地及びグローバルで多面的な視点から、特に中長期的な成長戦略や環境・ダイバーシティ等の世界的な潮流に関して、積極的な発言をおこなっております。また、報酬委員会では委員として、取締役の報酬に係る事項等について、客観的・中立的な立場から発言をおこなっております。
社外取締役	市川 佐知子	取締役会：9回中9回に出席(注)3	取締役会において、日米の弁護士及び米国公認会計士としての幅広い見識に基づき、特に財務会計及び取締役会の監督機能の強化などコーポレートガバナンス全般やダイバーシティの推進等に関して、積極的な発言をおこなっております。
社外監査役	和貝 享介	取締役会：12回中12回に出席 監査役会：9回中9回に出席	取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から、議案審議等に必要発言を適宜おこなっております。
社外監査役	濱 正孝	取締役会：12回中12回に出席 監査役会：9回中9回に出席	取締役会及び監査役会において、金融業界における長年の幅広い経験及び財務会計に関する知見を活かし、議案審議等に必要発言を適宜おこなっております。
社外監査役	三浦 亮太	取締役会：12回中11回に出席 監査役会：9回中9回に出席	取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要発言を適宜おこなっております。

(注) 1. 社外取締役に期待される役割に関しておこなった職務の概要を含みます。

2. 当事業年度開催の報酬委員会は10回であり、社外取締役 佐々木道夫氏については委員退任以前、社外取締役 江田麻季子氏については委員就任以降の出席状況を記載しております。

3. 当事業年度開催の取締役会は12回であり、社外取締役 市川佐知子氏については取締役就任以降の出席状況を記載しております。

## 4. 会計監査人の状況

### ① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)(注1)	非監査業務に基づく報酬(百万円)(注2)
当社	279	7
当社子会社	41	—
計	321	7

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額等を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上表の監査証明業務に基づく報酬の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社は、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、ITシステムに係る内部統制整備支援業務についての対価7百万円を支払っております。

3. 当社の重要な子会社のうち、次の各社は当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

Tokyo Electron America, Inc.

Tokyo Electron Europe Ltd.

Tokyo Electron Korea Ltd.

Tokyo Electron Taiwan Ltd.

Tokyo Electron (Shanghai) Ltd.

Tokyo Electron Singapore Pte. Ltd.

### ③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、監査計画の内容、従前の監査実績、報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意をおこなっております。

### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任にかかる議案を株主総会に提出いたします。



## 5. 会社の体制及び方針

### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が、業務の適正を確保するための体制の基本方針として取締役会において決議した内部統制基本方針につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.tel.co.jp/>)に掲載しております。

#### ■業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制は以下のとおりであり、実行性と実効性の向上に努めております。

#### 1. コンプライアンス体制

- ①『東京エレクトロングループ倫理基準』及び『コンプライアンス規程』に基づき、コンプライアンスの重要性について周知・徹底を図っております。
- ②コンプライアンス関連教育につきましては、テーマに応じて階層別、または全員必修としており、企業倫理・コンプライアンス、贈収賄防止、競争法、下請法、輸出コンプライアンス、インサイダー取引防止、個人情報保護、ハラスメント防止等のテーマを取り挙げております。
- ③海外主要拠点におきましては、コンプライアンス責任者を選任し、当社グループのコンプライアンス部門を統括するチーフ・コンプライアンス・オフィサーに職制上直接報告する体制を構築しております。また、コンプライアンスに関する問題の防止・把握・対応状況を毎月確認することによって、コンプライアンス施策の推進につながっております。継続的なコンプライアンス体制強化に向けては、外部専門家によるレビューを実施し、リスクの洗い出し及び必要な施策の検討もおこなっております。
- ④法令や企業倫理上疑義のある事項の早期発見・早期対応に資するため、運用上の重要ポイントである守秘性及び匿名性の確保と報復禁止等の措置を講じた国内・海外統一の内部通報制度を導入しております。

#### 2. リスク管理体制

- ①『リスク管理規程』及び『クライシスマネジメント規程』を制定し、当社グループを取り巻くリスクの評価・分析をおこなっております。当社グループを取り巻く重要なリスク項目を定期的にレビューし、必要な施策を推進するとともに、リスク管理活動の状況を定期的に取締役会及び監査役に報告し、リスク低減に努めております。また、リスクマネジメント委員会において、各事業本部長やグループ会社社長等の各リスク領域におけるリスクオーナー主導のもと、リスク項目を抽出し継続的にモニタリングを実施するなど、自律性があり、実効性の高いリスクマネジメントの実践に努めております。加えて、定期的なワークショップの開催や社員教育の展開など全社的な意識向上にも努めています。
- ②当社グループでは、情報セキュリティ委員会を中心に専任組織を立ち上げるなど組織的強化を図るとともに、外部専門家によるセキュリティ・アセスメントをおこなうなどし、情報セキュリティ体制のさらなる整備に取り組んでい

ます。

- ③当社グループでは、地震等のリスクに対応した事業継続計画を策定しており、各拠点における早期復旧、代替生産等に向けた対策の見直しに継続的に取り組んでおります。
- ④新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延への対応につきましては、当社グループでは、CEOを本部長とする緊急対策本部を中心に、感染リスクの高い国や地域への渡航制限、サプライチェーンの維持、事業所における感染予防策の徹底等の対策を引き続き講じております。

### 3.内部監査

- ①内部監査は、業務監査及び金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価の機能をもつ監査センター（16名）をCEO直轄組織として設置し、監査機能の拡充を図っております。また、内部監査の継続的な改善活動及び高度化検討を推進しており、当事業年度におきましては、外部専門家による品質評価を実施し、その結果も踏まえ、実務面でのさらなる改善に加え、グループガバナンス強化の中でのグローバル監査体制の高度化を進めております。
- ②監査センターは、『内部監査規程』に基づき年次監査実施計画を立案し、当社グループの国内・海外拠点に対して監査を実施しており、監査結果等については、経営層に対して報告するとともに、当社監査役及び国内子会社監査役に対しても報告しております。また、取締役会、監査役会に対しても報告をおこなう体制を構築しております。
- ③監査センターと会計監査人との間においても、定期的もしくは随時、情報交換・意見交換がおこなわれる体制とし、効率的・効果的な監査となるよう連携しております。

### 4.グループ会社の経営管理

- ①グループ会社の重要な意思決定につきましては、当社『取締役会規程』及び『決裁基準に関する規程』に基づき、当社の承認を得ることとしております。
- ②『関係会社管理規程』に基づき、当社の承認を必要とする事項に加え、当社への報告事項についても明確化し、グループ会社管理の強化に取り組んでおります。

### 5.取締役の職務執行

- ①取締役会は、グループ経営の重要事項を決定するとともに、代表取締役、業務執行取締役及び執行役員を選任し、所管業務の執行をおこなわせております。
- ②取締役会は、CEOを含む業務執行取締役の業務執行状況や業務執行会議の審議状況について、定期的に報告を受け、当社グループ全体の業務執行状況を監督しております。
- ③当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた取締役会の運営見直しにも継続的に取り組んでおります。

### 6.監査役の監査体制

- ①監査役は、取締役会のほか、経営会議、業務執行会議、倫理委員会、リスクマネジメント委員会等の重要会議にも適宜出席し、内部統制の整備、運用状況を確認しております。
- ②監査役は、会計監査人及び国内子会社監査役と適宜会合をもち、情報交換及び連携をおこなっております。また、当社監査役及び国内子会社監査役は監査センターから定期的に報告を受けております。

## ② 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益成長を通じて企業価値向上を図るべく、内部留保資金を有効活用し、成長分野に重点的に投資するとともに、業績連動型配当により、株主各位に対して直接還元してまいります。

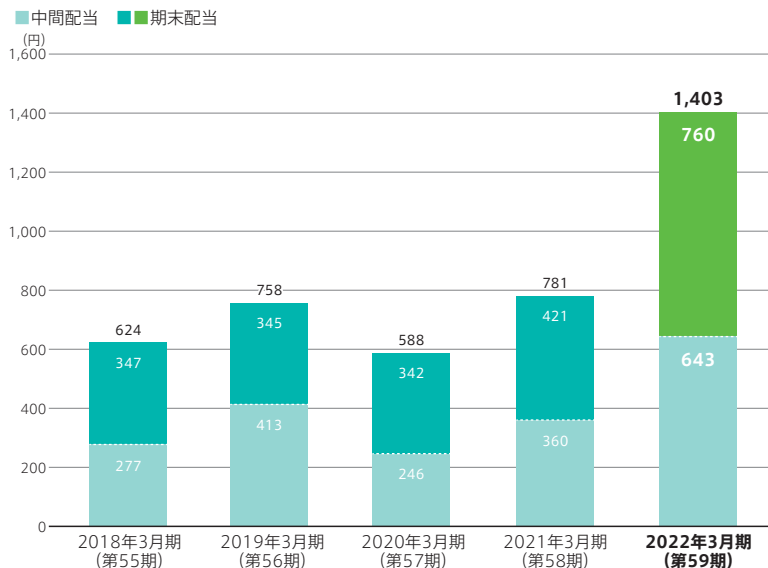
### ■株主還元策

当社の配当政策は業績連動型を基本とし、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向50%を目処とします。ただし、1株当たりの年間配当金は150円を下回らないこととします。なお、2期連続で当期利益を生まなかった場合は、配当金の見直しを検討します。

また、自己株式の取得については、機動的に実施を検討します。

当事業年度の期末配当につきましては、上記方針を適用し1株当たり760円とさせていただき、支払開始日を2022年5月31日といたしました。これにより、年間配当金は、中間配当金（1株当たり643円）を含め1株当たり1,403円となります。

### 配当金の推移



# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	期別 第59期 (2022年3月31日現在)	第58期(ご参考) (2021年3月31日現在)	増減(ご参考)
<b>資産の部</b>			
<b>流動資産</b>	<b>1,408,703</b>	<b>1,015,696</b>	<b>393,006</b>
現金及び預金	274,274	186,538	
受取手形及び売掛金	—	191,700	
受取手形、売掛金及び契約資産	433,948	—	
有価証券	97,000	125,014	
商品及び製品	183,512	269,772	
仕掛品	144,330	80,742	
原材料及び貯蔵品	146,002	64,828	
未収消費税等	110,494	82,704	
その他	19,301	14,493	
貸倒引当金	△160	△99	
<b>固定資産</b>	<b>485,754</b>	<b>409,667</b>	<b>76,086</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>223,078</b>	<b>196,967</b>	<b>26,110</b>
建物及び構築物	112,264	94,795	
機械装置及び運搬具	45,132	40,080	
土地	31,052	26,929	
建設仮勘定	20,095	22,391	
その他	14,532	12,770	
<b>無形固定資産</b>	<b>22,540</b>	<b>17,163</b>	<b>5,376</b>
その他	22,540	17,163	
<b>投資その他の資産</b>	<b>240,135</b>	<b>195,536</b>	<b>44,599</b>
投資有価証券	144,972	105,065	
繰延税金資産	45,654	53,128	
退職給付に係る資産	16,186	12,021	
その他	34,621	26,728	
貸倒引当金	△1,298	△1,407	
<b>資産合計</b>	<b>1,894,457</b>	<b>1,425,364</b>	<b>469,093</b>

科目	期別 第59期 (2022年3月31日現在)	第58期(ご参考) (2021年3月31日現在)	増減(ご参考)
<b>負債の部</b>			
<b>流動負債</b>	<b>468,578</b>	<b>327,661</b>	<b>140,917</b>
支払手形及び買掛金	120,908	90,606	
未払法人税等	107,193	49,272	
前受金	102,555	81,722	
賞与引当金	44,871	34,254	
製品保証引当金	26,568	14,415	
その他	66,482	57,389	
<b>固定負債</b>	<b>78,829</b>	<b>73,140</b>	<b>5,689</b>
退職給付に係る負債	62,533	62,137	
その他	16,296	11,002	
<b>負債合計</b>	<b>547,408</b>	<b>400,801</b>	<b>146,607</b>
<b>純資産の部</b>			
<b>株主資本</b>	<b>1,210,537</b>	<b>937,468</b>	<b>273,068</b>
資本金	54,961	54,961	
資本剰余金	78,011	78,011	
利益剰余金	1,104,983	835,240	
自己株式	△27,418	△30,744	
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>124,615</b>	<b>75,508</b>	<b>49,107</b>
その他有価証券評価差額金	93,492	66,124	
繰延ヘッジ損益	△52	△79	
為替換算調整勘定	30,640	10,441	
退職給付に係る調整累計額	535	△978	
<b>新株予約権</b>	<b>11,895</b>	<b>11,585</b>	<b>310</b>
<b>純資産合計</b>	<b>1,347,048</b>	<b>1,024,562</b>	<b>322,485</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>1,894,457</b>	<b>1,425,364</b>	<b>469,093</b>

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第59期の期首から適用し、第58期の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、第59期より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取り扱いに従って、第58期について新たな表示方法により組替えをおこなっておりません。

## 連結損益計算書

(単位:百万円)

科目	期別	第59期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第58期(ご参考) (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	増減(ご参考)
<b>売上高</b>		<b>2,003,805</b>	<b>1,399,102</b>	<b>604,703</b>
売上原価		1,091,983	834,157	
<b>売上総利益</b>		<b>911,822</b>	<b>564,945</b>	<b>346,877</b>
販売費及び一般管理費		312,551	244,259	
<b>営業利益</b>		<b>599,271</b>	<b>320,685</b>	<b>278,585</b>
<b>営業外収益</b>		<b>5,980</b>	<b>5,492</b>	<b>488</b>
受取利息		616	521	
受取配当金		959	778	
持分法による投資利益		1,721	1,110	
その他		2,683	3,082	
<b>営業外費用</b>		<b>3,527</b>	<b>4,074</b>	<b>△546</b>
為替差損		2,447	3,147	
その他		1,080	926	
<b>経常利益</b>		<b>601,724</b>	<b>322,103</b>	<b>279,620</b>
<b>特別利益</b>		<b>71</b>	<b>24</b>	<b>46</b>
固定資産売却益		71	24	
<b>特別損失</b>		<b>5,097</b>	<b>5,090</b>	<b>7</b>
付加価値税追徴税額		4,577	—	
関係会社整理損失引当金繰入額		—	3,327	
その他		520	1,763	
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>596,698</b>	<b>317,038</b>	<b>279,660</b>
法人税、住民税及び事業税		162,708	82,568	
法人税等調整額		△3,086	△8,471	
<b>法人税等合計</b>		<b>159,622</b>	<b>74,096</b>	<b>85,525</b>
<b>当期純利益</b>		<b>437,076</b>	<b>242,941</b>	<b>194,134</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>437,076</b>	<b>242,941</b>	<b>194,134</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 〔個別〕貸借対照表

(単位:百万円)

科目	期別	第59期 (2022年3月31日現在)	第58期(ご参考) (2021年3月31日現在)	増減(ご参考)
<b>資産の部</b>				
<b>流動資産</b>		<b>1,150,322</b>	<b>791,777</b>	<b>358,544</b>
現金及び預金		157,760	114,613	
受取手形		9	173	
売掛金		—	189,528	
売掛金及び契約資産		521,433	—	
有価証券		97,000	125,000	
商品		125,894	244,493	
貯蔵品		454	92	
前渡金		6,068	1,323	
前払費用		3,772	2,459	
未収消費税等		104,970	80,645	
その他		132,965	33,451	
貸倒引当金		△6	△3	
<b>固定資産</b>		<b>289,272</b>	<b>242,729</b>	<b>46,543</b>
<b>有形固定資産</b>		<b>43,137</b>	<b>37,287</b>	<b>5,849</b>
建物		14,946	11,445	
構築物		1,391	1,097	
機械及び装置		974	468	
車両運搬具		11	17	
工具、器具及び備品		1,850	1,982	
土地		23,117	19,725	
リース資産		0	1	
建設仮勘定		845	2,548	
<b>無形固定資産</b>		<b>18,986</b>	<b>14,220</b>	<b>4,766</b>
特許権		176	158	
ソフトウェア		7,339	1,187	
ソフトウェア仮勘定		11,402	12,806	
その他		67	67	
<b>投資その他の資産</b>		<b>227,149</b>	<b>191,221</b>	<b>35,927</b>
投資有価証券		140,725	101,095	
関係会社株式		77,198	77,234	
従業員に対する長期貸付金		0	0	
破産更生債権等		442	442	
長期前払費用		2,845	2,412	
前払年金費用		3,299	2,721	
繰延税金資産		—	3,230	
その他		3,110	4,555	
貸倒引当金		△471	△471	
<b>資産合計</b>		<b>1,439,595</b>	<b>1,034,506</b>	<b>405,088</b>

科目	期別	第59期 (2022年3月31日現在)	第58期(ご参考) (2021年3月31日現在)	増減(ご参考)
<b>負債の部</b>				
<b>流動負債</b>		<b>564,265</b>	<b>390,035</b>	<b>174,230</b>
買掛金		211,654	122,713	
リース債務		0	0	
未払金		57,850	39,568	
未払費用		7,516	7,928	
未払法人税等		88,036	38,747	
前受金		84,172	67,453	
預り金		99,870	103,316	
賞与引当金		9,059	7,115	
役員賞与引当金		4,912	2,582	
その他		1,192	606	
<b>固定負債</b>		<b>25,026</b>	<b>18,558</b>	<b>6,468</b>
リース債務		0	0	
繰延税金負債		3,920	—	
退職給付引当金		18,003	18,050	
役員退職慰労引当金		110	110	
株式給付引当金		2,507	294	
役員株式給付引当金		484	102	
その他		0	0	
<b>負債合計</b>		<b>589,292</b>	<b>408,593</b>	<b>180,698</b>
<b>純資産の部</b>				
<b>株主資本</b>		<b>745,299</b>	<b>548,877</b>	<b>196,421</b>
資本金		54,961	54,961	
資本剰余金		78,023	78,023	
資本準備金		78,023	78,023	
利益剰余金		639,733	446,637	
利益準備金		5,660	5,660	
その他利益剰余金		634,072	440,976	
繰越利益剰余金		634,072	440,976	
自己株式		△27,418	△30,744	
<b>評価・換算差額等</b>		<b>93,108</b>	<b>65,450</b>	<b>27,657</b>
その他有価証券評価差額金		93,108	65,450	
<b>新株予約権</b>		<b>11,895</b>	<b>11,585</b>	<b>310</b>
<b>純資産合計</b>		<b>850,303</b>	<b>625,913</b>	<b>224,389</b>
<b>負債純資産合計</b>		<b>1,439,595</b>	<b>1,034,506</b>	<b>405,088</b>

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第59期の期首から適用し、第58期の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、第59期より「売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取り扱いに従って、第58期について新たな表示方法により組替えをおこなっておりません。

## 〔個別〕損益計算書

(単位:百万円)

科目	期別	第59期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第58期(ご参考) (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	増減(ご参考)
<b>売上高</b>		<b>1,842,535</b>	<b>1,292,883</b>	<b>549,652</b>
売上原価		1,419,079	1,048,363	
<b>売上総利益</b>		<b>423,455</b>	<b>244,519</b>	<b>178,936</b>
販売費及び一般管理費		116,816	80,504	
<b>営業利益</b>		<b>306,639</b>	<b>164,015</b>	<b>142,624</b>
<b>営業外収益</b>		<b>146,956</b>	<b>97,602</b>	<b>49,353</b>
受取配当金		144,156	95,800	
その他		2,800	1,802	
<b>営業外費用</b>		<b>1,413</b>	<b>1,508</b>	<b>△94</b>
支払利息		473	502	
固定資産賃貸費用		361	330	
事務所移転費用		—	206	
その他		578	469	
<b>経常利益</b>		<b>452,182</b>	<b>260,109</b>	<b>192,073</b>
<b>特別利益</b>		<b>54</b>	<b>13</b>	<b>40</b>
固定資産売却益		54	13	
<b>特別損失</b>		<b>29</b>	<b>822</b>	<b>△793</b>
固定資産除売却損		29	420	
関係会社株式評価損		—	401	
<b>税引前当期純利益</b>		<b>452,207</b>	<b>259,299</b>	<b>192,907</b>
法人税、住民税及び事業税		99,907	56,967	
法人税等調整額		△5,765	△9,117	
<b>法人税等合計</b>		<b>94,141</b>	<b>47,850</b>	<b>46,291</b>
<b>当期純利益</b>		<b>358,065</b>	<b>211,449</b>	<b>146,616</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

東京エレクトロン株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 戸 通孝

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西野 聡人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 紳

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京エレクトロン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京エレクトロン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を適読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関しては、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づ

き連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

東京エレクトロン株式会社  
取締役会 御中

2022年5月10日

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 戸 通孝

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西野 聡人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 紳

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京エレクトロン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用

することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等及び監査役との情報交換を図り、必要に応じて子会社から、事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、その他、有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

東京エレクトロン株式会社 監査役会

常勤監査役 原 田 芳 輝 ㊟

常勤監査役 田 原 計 志 ㊟

監 査 役 和 貝 享 介 ㊟

監 査 役 瀨 正 孝 ㊟

監 査 役 三 浦 亮 太 ㊟

(注) 監査役 和貝享介、監査役 瀨正孝及び監査役 三浦亮太は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主メモ

事業年度	4月1日から翌年の3月31日まで
定時株主総会	事業年度終了後3カ月以内
基準日	定時株主総会については、毎年3月31日 その他必要があるときは、あらかじめ公告する一定の日
配当支払株主確定日	期末配当 毎年3月31日 中間配当 毎年9月30日
単元株式数	100株
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
( 郵便物送付先 ) ( 電話照会先 )	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 ☎ 0120-782-031 (フリーダイヤル)
単元未満株式の 買取請求取扱	お取引証券会社等 (特別口座で管理されている場合は特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社)
公告方法	電子公告 ( 電子公告アドレス ( <a href="https://www.tel.co.jp/ir/stocks/koukoku/">https://www.tel.co.jp/ir/stocks/koukoku/</a> ) ただし、電子公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載いたします。
上場金融商品取引所	東京証券取引所 プライム市場 (証券コード8035)

## 特集 サステナビリティに関する取り組み

当社グループは「最先端の技術と確かなサービスで、夢のある社会の発展に貢献します」を基本理念としています。半導体製造装置のリーディングカンパニーとして当社が果たすべき役割は、事業を通じて社会課題の解決に貢献し、中長期的に企業価値を向上させていくことであると考えています。近年、資本市場においても環境・社会・ガバナンス（ESG）の側面から企業を評価し、投資行動につなげる機運が高まっております。当社グループはサステナビリティに関する取り組みとしてESGの各分野における様々な活動を積極的におこなっています。また、国際的な枠組みに沿って活動を展開すべく、国連グローバル・コンパクト\*1に署名し、事業を通じて国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成に取り組むとともにRBA\*2に加盟し、サプライチェーンにおけるサステナビリティの推進に努めております。

今後も当社のもつ専門性と最新技術を活かして事業を推進し半導体の技術革新に貢献することで、世の中のサステナブルな発展を支え、すべてのステークホルダーの皆さまに愛され、高く信頼される企業を目指してまいります。

\*1 国連グローバル・コンパクト：国連の提唱する人権、労働、環境及び腐敗防止に関する普遍的原则

\*2 RBA:エレクトロニクス産業を中心としたサプライチェーンサステナビリティを推進する国際的なイニシアティブ（Responsible Business Alliance）

### ESG分野におけるテーマと主な取り組み

	テーマ	主な取り組み
環境	地球環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・半導体デバイスの高性能化と低消費電力化</li> <li>・装置の移動時における省エネルギー化と事業所における環境負荷低減の取り組み</li> <li>・E-COMPASSの推進</li> <li>・TCFD*1の枠組みに沿った気候変動への対応</li> <li>・環境法規制の遵守と環境コンプライアンスの実践</li> </ul>
社会	人権 ダイバーシティ&インクルージョン 健康と安全 ワーク・ライフ・バランス キャリア形成 サプライチェーンマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権デューデリジェンス（評価と是正）及び救済</li> <li>・多様な人材の登用による新たな価値の創造</li> <li>・安全衛生管理の推進と健康経営*2の促進</li> <li>・ワークスタイルに対応する働きやすい職場の構築</li> <li>・階層や目的などに応じた人材開発プログラムの強化</li> <li>・生産の安定化や平準化及び環境や人権などに配慮したサプライチェーンマネジメントの推進</li> </ul>
ガバナンス	コーポレートガバナンス リスクマネジメント コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営の監督機能の強化による実効性の高いガバナンス体制の構築*3</li> <li>・コーポレートオフィサー制度の導入</li> <li>・リスクマネジメント活動に関する全社的な仕組みやプロセスの展開</li> <li>・企業倫理の確立と実践、内部通報制度の強化と運用</li> </ul>

\*1 TCFD：気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）

\*2 健康経営：国内グループ会社全体で「健康経営優良法人2022」に認定

\*3 「コーポレートガバナンス・オブ・ザ・イヤーズ®2021」において「Grand Prize Company」を受賞

## 環境

当社グループは、今後大きな潮流となる社会のデジタル化と地球環境保全に向けて、持続可能なサプライチェーンの構築のための新たな取り組みとしてE-COMPASSを立ち上げました。

製造装置として、単位面積及び時間当たりの生産性、装置稼働率、品質、プロセスにおける材料消費量などは、重要な性能指標であると同時に環境性能でもあります。

引き続き、業界のリーディングカンパニーとして、製品の稼働時における環境負荷低減にサプライチェーン全体で取り組み、製品の競争力と付加価値向上に努めます。

事業活動のCO<sub>2</sub>排出量削減においては、再生可能エネルギー（電力）の導入を日本、米国、中国の事業所で開始し、2022年3月期の全社における再生可能エネルギー使用比率は約60%となり、2022年中にはすべての国内製造拠点で再生可能エネルギーの導入を完了する予定です。

これらに加え、気候変動が事業全体に及ぼすリスクや機会について、TCFDの枠組みに基づき、様々な対応策を講じています。

## 人権

当社グループでは、高い倫理観に基づく人権についての考え方を明確にして人権リスクを洗い出し、是正のアクションを展開する（人権デューデリジェンス）とともに、通報制度を含む救済システムの充実化を推進しています。

2022年3月期はRBAの監査基準を参照して調査内容を統一し、本社を含む国内外の当社グループ12社、及び資材・人材・通関・梱包などに関わるお取引先さま約650社を対象に調査をおこないました。この調査結果を踏まえて課題の是正に向けたアクションを検討し、人権リスクの低減に取り組んでいます。

\* サステナビリティに関する取り組みの詳細につきましては、当社のサステナビリティレポートもご参照ください。

<https://www.tel.co.jp/sustainability/report/>

## E-COMPASS

半導体	製品	事業活動
半導体の高性能化と低消費電力化に向けた技術革新に貢献 ✓最先端技術で低消費電力社会への貢献 ✓環境技術革新の加速	Best Products Best Technical Service の提供 ✓半導体製造装置の環境性能の向上（単位面積及び時間当たりの生産性、装置稼働率、品質、材料消費量など） ✓リサイクル、環境負荷低減	グリーン パフォーマンスの向上 ✓調達時の梱包材削減・リサイクル ✓物流時の環境負荷低減
業界のリーディングカンパニーとしてサプライチェーン全体で半導体の技術革新と環境負荷低減を推進していきます		

## 製品と事業活動のCO<sub>2</sub>排出量削減

2030年に向けた中期環境目標（2018年比）



製品：30%削減（ウェーハ1枚あたり）



事業所：70%削減（総排出量）

再生可能エネルギー使用比率：100%



Assessment  
評価

事業及びサプライチェーン上の人権リスクの評価



Remediation  
是正

評価の結果に基づくリスク低減に向けた行動



Report  
報告

定期的な情報の開示

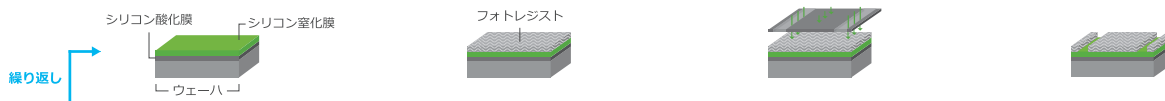
# 特集 半導体製造プロセス

半導体はPCやスマートフォン、自動車、家電などあらゆるデジタル製品の基幹部品として利用されています。当社はこの半導体を「つくる」ための主要な工程をカバーする半導体製造装置を開発、製造し、優れた技術サポートとともに世界中の半導体メーカーに提供しています。

## 成膜



## リソグラフィー (フォトレジスト塗布・現像)



### 酸化膜形成・窒化膜形成

酸化、CVD\*、あるいはALD\*\*法などを用いて、清浄なウェーハ上に薄膜(シリコン酸化膜、シリコン窒化膜など)を堆積、成膜します。

\* CVD : Chemical Vapor Deposition (化学気相成長)  
\*\* ALD : Atomic Layer Deposition (原子層堆積)

### フォトレジスト\*塗布

ウェーハを高速回転させながら、フォトレジストをウェーハ全面に薄く、均一に塗布します。

\*フォトレジスト : UV光により性質変化が起こる感光材料

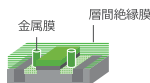
### 露光

ICパターンを描いたフォトマスクをウェーハに合わせ、露光装置でUV光を照射し、フォトレジストにパターンを転写します。

### 現像

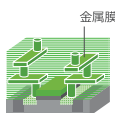
露光されたフォトレジストを現像液で溶かします。これにより、使用したフォトマスクに応じたパターンがウェーハ上に残ります。

## 配線形成



個別トランジスタをつなぐ配線を形成するため、ゲート上に層間絶縁膜を堆積・成膜し上下パターンの分離をおこないます。接続孔(コンタクトホール)をつくり、CVD法で金属膜を埋め込みます。

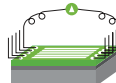
### コンタクト形成



上下パターンの分離のため絶縁膜を堆積し、配線溝パターンをつくります。その溝(トレンチ)に金属膜を埋め込み、余分な膜を研磨・除去します。これを配線階層分繰り返します。

### 多層配線形成

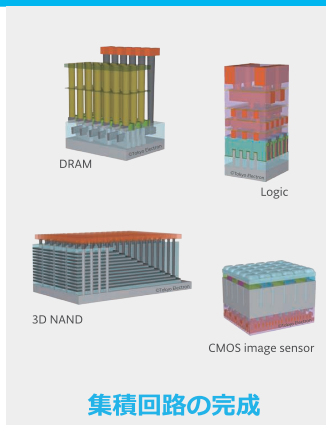
## 検査



完成された集積回路の一つひとつに検査針を当て良・不良判定をおこないます。

### ウェーハ検査

## 素子分離形成、ゲート形成



## 集積回路の完成

FPD製造の要となる前工程(TFTアレイプロセス)も、半導体の製造プロセスとほぼ同様のステップを踏みます。

■ ウェーハ処理プロセス(前工程)

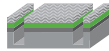
■ 検査・組み立てプロセス(後工程)

## エッチング



Plasma Etch System

Episode™ UL



### エッチング

プラズマエッチング装置で、フォトレジスト上に現像されたパターンに従って、成膜されたシリコン酸化膜・シリコン窒化膜などを削り取ります。

## 洗浄



Single Wafer Cleaning System  
CELLESTA™-i



### レジスト剥離・洗浄

エッチング後に不要になったフォトレジストを除去します。また、洗浄装置でウェーハを薬液に浸して、不純物を除去します。



配線前の  
トランジスタ(素子)が  
完成

ゲート電極

## パッケージング・検査



Wafer Bonder/  
Debonder  
Synapse™ V/  
Synapse™ Z Plus

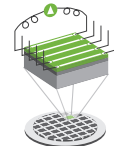


再配線層や突起電極(ハンブ)を形成後、裏面を研磨したウェーハを支持基板に貼り合わせる場合もあります。その後、支持基板をデボンディング装置により剥離します。

支持基板貼り合わせ・剥離

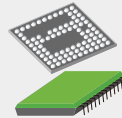


Wafer/Dicing Frame  
Prober  
WDF™ 12DP+



ウェーハから切り出されたチップ一つひとつに対し、良・不良判定をおこないます。

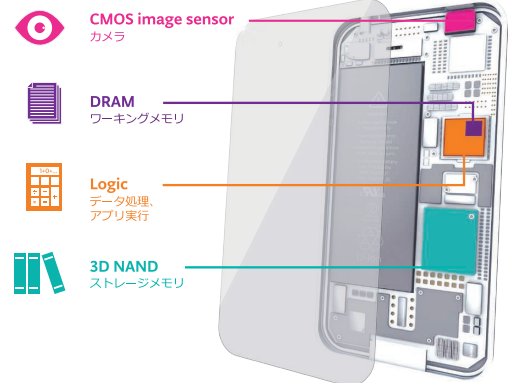
検査



良品チップをパッケージ基板、またはリードフレームに接続し、セラミック樹脂などに封入します。

半導体パッケージングの  
完成

パッケージング・組み立て



招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

特集

# 東京エレクトロン株式会社

**日時** 2022年6月21日(火曜日)午前10時(受付開始:午前9時)

**会場** 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

パレスホテル東京 2階「葵」

電話(03)3211-5211

## 株主総会会場 ご案内図

### 最寄駅から会場までのご案内

#### 東京メトロ

- 千代田線
- 半蔵門線
- 丸の内線
- 東西線

#### 都営地下鉄

- 三田線

### 「大手町駅」

C13b出口より  
地下通路でパレスホテル東京  
地下1階に直結

